

第3章 指定地の概要

第1節 指定に至る経緯

文部省は、明治天皇が行幸で訪れた場所を聖蹟として保存し、顕彰することを目的として、明治天皇聖蹟の史跡指定を実施し、昭和8年（1933）11月2日（「官報第2053号」）に史跡「明治天皇六地藏御小休所」として史蹟名勝天然紀念物保存法第1条により指定された。しかし、戦後の明治天皇聖蹟の史跡指定一斉解除に伴い、昭和23年（1948）6月29日（「官報第6435号」）に史跡指定を解除された。その後、昭和24年（1949）7月13日（「官報第6748号」）に史跡「旧和中散本舗」として、史蹟名勝天然紀念物保存法第1条により指定された。また大角氏庭園は、昭和57年（1982）3月31日に「旧和中散本舗庭園」として県指定名勝に指定され、平成13年（2001）1月29日（「官報号外第15号」）に名勝「大角氏庭園」として、文化財保護法第69条第1項により指定された。

これらの指定地内にある建造物のうち主屋、正門、隠居所は昭和29年（1954）3月20日（「官報第8269号」）に重要文化財「大角家住宅」として文化財保護法第27条第1項により指定された。また昭和57年（1982）2月16日「官報号外第8号」に附指定を追加し、「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」に名称が変更された。

第2節 指定の状況

第1項 指定告示

（1）史跡旧和中散本舗

〔種別〕 史跡

〔名称〕 旧和中散本舗〔きゅうわちゅうさんほんぽ〕

〔所在地〕 滋賀県栗東市六地藏

〔指定年月日及び告示番号〕

指 定 昭和24年（1949）7月13日（文部省告示第159号「官報第6748号」）

〔指定面積〕 2436.35㎡（民有地）

〔指定基準〕 史跡 六．交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

〔指定地域〕 六地藏梅木402番、568番

（2）名勝大角氏庭園

〔種別〕 名勝

〔名称〕 大角氏庭園〔おおすみしていえん〕

〔所在地〕 滋賀県栗東市六地藏

〔指定年月日及び告示番号〕

指 定 平成13年（2001）1月29日（文部科学省告示第19号「官報号外第15号」）

〔指定面積〕 3018.28㎡

うち 民有地1791.73㎡、市有地1226.55㎡

〔指定基準〕 名勝 一．公園、庭園

〔指定地域〕 六地藏字梅木402番地、402番ノ29

(3) 重要文化財大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）

① 主屋

- [種 別] 重要文化財
- [名 称] 大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）〔おおすみけじゅうたく〕
- [棟 名] 主屋〔しゅおく〕
- [員 数] 1 棟
- [種 別] 近世以前／民家
- [時 代] 江戸中期
- [年 代] 元禄頃（1688—1703頃）

[構造及び形式等]

店舗、製薬所、台所及び居間 桁行19.4m、梁間19.1m、切妻造、北面、東面及び南面庇付、西面下屋、南面突出部附属、本瓦、棧瓦及び銅板葺、玄関及び座敷 桁行8.8m、梁間8.5m、切妻造、北面及び東面庇付、玄関千鳥破風付、南面下屋附属、南面突出部 桁行5.1m、梁間7.0m、入母屋造、南面及び西面庇付、棧瓦葺及び銅板葺

[所 在 地] 滋賀県栗東市六地藏402番地

[指定年月日及び告示番号]

指 定 昭和29年（1954）3月20日〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕

追加指定 昭和57年（1982）2月16日（文部省告示第22号「官報号外第8号」）
※古来作事并諸覚帳（1冊）を追加指定した。

名称変更 昭和57年（1982）2月16日（文部省告示第22号「官報号外第8号」）
※「大角家住宅」〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕の名称を「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」に改めた。

※「店舗、製薬所、台所及び居間」「玄関及び座敷」〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕の棟名を「主屋」に改めた。

[附 指 定] 古来作事并諸覚帳（1冊）
製薬機（1式）

② 正門

- [種 別] 重要文化財
- [名 称] 大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）〔おおすみけじゅうたく〕
- [棟 名] 正門〔せいもん〕
- [員 数] 1 棟
- [種 別] 近世以前／民家
- [時 代] 江戸中期
- [年 代] 江戸中期（1661-1750頃）

[構造及び形式等]

一間薬医門、棧瓦葺、両袖塀附属

[所在地] 滋賀県栗東市六地藏402番地

[指定年月日及び告示番号]

指 定 昭和29年（1954）3月20日〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕

名称変更 昭和57年（1982）2月16日（文部省告示第22号「官報号外第8号」）
※「大角家住宅」〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕の名称を「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」に改めた。

③ 隠居所

[種 別] 重要文化財

[名 称] 大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）〔おおすみけじゅうたく〕

[棟 名] 隠居所〔いんきょじょ〕

[員 数] 1 棟

[種 別] 近世以前／民家

[時 代] 江戸中期

[年 代] 元禄頃（1661-1750頃）

[構造及び形式等]

桁行12.9m、梁間7.0m、入母屋造、四面庇付、南面突出部 桁行5.9m、梁間6.9m、入母屋造、南面、東面及び西面庇付東面玄関、面押入附属、玄関千鳥破風付、本瓦葺

[所在地] 滋賀県栗東市六地藏568番地

[指定年月日及び告示番号]

指 定 昭和29年（1954）3月20日〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕

追加指定 昭和57年（1982）2月16日（文部省告示第22号「官報号外第8号」）
※古図（1冊）を追加指定した。

名称変更 昭和57年（1982）2月16日（文部省告示第22号「官報号外第8号」）
※「大角家住宅」〔昭和29年（1954）7月21日文化財保護委員会告示第14号「官報第8269号」〕の名称を「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」に改めた。

[附 指 定] 古図（1式）

第2項 指定説明文

(1) 史跡旧和中散本舗

[昭和24年(1949) 指定説明文]

旧東海道草津宿と石部宿との間にあり、薬種和中散を製造販賣したところで、建物は東海道を挟んで南北の二部に分たれる。南部は主要部であつて、その向つて右は店舗、仕事場及び住居に充てられ、店舗には看板、湯沸釜等旧時のまま存し、土間を隔てた仕事場には木製の動輪、歯車によつて操作される製薬用の石臼がある。これに連つて左側には正門、玄関を設けた座敷構の部分が、街道向側には馬繋ぎ、薬師堂、控家がある。

当家は慶長年間この地に来住したと伝えられるが、主屋は略々その頃の建物と称せられ、座敷構の部分及び控家はこれに後れて建てられたものと認められる。

一に中の本陣とも言はれ、東海道名所図会にも描かれている程著名で、その堂々たる建物は今なお街道の偉観と称することが出来、産業史、又交通史の遺跡として極めて貴重である。

(出典：国指定文化財等データベース)

(2) 名勝大角氏庭園

[平成13年(2001) 指定説明文]

大角氏庭園は、江戸時代初期のころから製薬・販売で知られた商家で、東海道草津・石部の間の宿をも兼ねた大角家の庭園である。本家は店舗を主とする主屋と書院からなり、主屋は貞享から元禄初年頃の普請になると考えられていて、書院も主屋の建立からそう遅くない時期に建築されたものと考えられる。庭園はこの書院から見る位置に主たる景を置いて造られていて、書院と合わせて築造されたことをうかがわせる。

庭園は五〇〇平方メートル程(南北約二〇メートル)でさして広くはないが、書院上段ノ間前面に池を掘り、その先南側に急勾配の築山(高さ四メートル余)を築き、築山尾根線を南にやや下ったところで混植刈込生垣と西は旧葉山川の堤防によって庭景を限っている。この庭園の主たる景として、築山の西寄り斜面鞍部の尾根線近くから枯滝を組み下し池の南西部に流れ落ちる勢いを見せている。この景は上段ノ間の床前に座し附書院障子窓を開けて庭を見たときの正面池越しに見ることができる。今ひとつの景は上段ノ間北次の間の西に接する小座敷床前から見るもので、池越し築山中腹に据えられた品字風の石組と中腹稜線に建てられた三重宝篋印塔を見る景である。

庭園の前景をなす池には東寄りに花崗岩製切石反橋が架けられ、池中には本来数個の岩島のみであったが、明治になって大きな中島が設けられた。池と書院の間には飛石園路が打たれている。上段ノ間西側の縁沿いには不整形自然石・大振り鉢型の手水鉢が据えられ、西隣主屋前にも笠灯籠と細型棗手水鉢が据えられている。書院主人側から東南端に日向山がみえる。

植栽としては、枯滝附近にマキ・モミジを植え、滝左手中腹と右手裾部にアカマツの高木植栽を施す。池の書院寄りにはウメを植え鑑賞の要とする。

本庭園は、江戸時代前期末頃の商家の書院から鑑賞する庭園として伝えられた貴重な庭園で、名勝に指定してその保護を図ろうとするものである。

(出典：文化庁監修『月刊文化財』平成12年12月号、第一法規出版、2000年)

(3) 重要文化財大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）

[昭和57年（1982）解説文]

大角家の所在する六地藏は旧東海道の草津宿と石部宿の間に位置し、古来から間の宿として栄えたところである。大角家は屋号を「ぜざいや」といい、この付近に多かった和中散の製造販売を営む薬店の中でも特に「本舗」と称し、また間の茶屋本陣を兼ねていた。その大きな店構えは東海道名所図絵にも描かれ、古くから人に知られた家で、史跡にも指定されている。住宅は街道に北面して間口十間の店舗を構え、店奥に台所と部屋十室を並べた主屋が続く。その東脇には正門と式台玄関、座敷からなる本陣座敷（書院）を設け、背後には庭園を造り、土蔵、納屋、物置、茶室などが建ち並ぶ大邸宅である。また、街道をはさんだ向かい側にも馬繋ぎ（長屋）、隠居所、薬師堂などを配している。家伝系図によると大角家は慶長元年に与三郎清孝が現在地に移り住み、代々弥右衛門を名乗って薬種業を営んできた。

現在の住宅の建築年代は系図の三代正俊の項に「中興当家一大普請不残立替」とあり、これは貞享から元禄初年（一六八四～九三頃）に比定され、このころに再建されたと考えられる。構造手法からも一七世紀末頃の建築とみてよい。主屋は桁行十間、梁間八間で屋根は切妻造とし、両妻に卯建をあげて本瓦葺とする。ただし表側は弘化二年に上段と下段に区切って下段を棧瓦葺に変更している。

主屋の表構えは街道に面する十間をすべて摺揚戸をはめた間口としている。しかしこれは安永四年（一七七五）の改造で、もとは板戸引込みであった。店舗は細い通りニワを置いて左右に分け、左側は三〇畳大の広大な東ミセで、右側は細長い小部屋を介して板敷の西ミセとし、ここには大きな製薬機械を設置して実演販売を行っていた。また店舗部分と台所には丁字形につき二階を設けており、表側には小庇を付けて外観上の区画を設けている。この小庇は軒の出一・六メートルと深く、各柱筋と中間に突き出した腕木と持送りで荷重を支えるが、この持送りや腕木鼻、出桁下の肘木は線形彫刻を施した豪壮華麗なもので、店構えに重厚さを加味している。店奥は広い土間と台所、男衆部屋、ナカノマ、仏間、座敷などを三列三行に配置した居住部分で、さらに下屋を葺き下ろして女中部屋、ナンドを設ける。土間は敷地に合わせた三角形になっている。構造は梁間八間の中央に棟を置いた超大型の切妻屋根に相応じた高い軸部をもち、柱は中央部のほとんどを一・五メートル程度の頭継ぎが施されている。柱は表側が一・九～二〇センチメートル、座敷でも一六センチメートルを超える太さで、大面取りとする。ミセや台所の広い持放し部分は背の高い差物を一間ごとに入れて支えるほか、各部屋の間仕切りも同様の差鴨居で固めている。小屋組は登梁を架けた和小屋である。

本陣部分は店舗に並ぶ正門と、その奥の玄関式台、小座敷、次の間、上段の間の四部屋からなる。

正門は一間薬医門で、左右に袖塀をめぐる。座敷は上段の間から小座敷にかけて矩折れの縁を設け、その外側が築山泉水庭となっている。屋根は主体部の玄関、小座敷をやや高くした切妻造とし、これに入母屋造の上段の間を隅部に付した複雑な外観をとる。現在は棧瓦葺であるが、もとはこけら葺であった。この座敷部分は主屋に斜めに取り付き、また不要な痕跡がかなりあることから主屋と同時の建築ではなく、古材を利用してやや遅れて建てられたものと思われる。玄関は宝暦十一年（一七六一）から同一三年にかけて改造された結果、現在のように千鳥破風を付し、大型の透彫欄間を入れた立派な外観となった。

街道を隔てた向かい側にある隠居所は本屋が本陣に利用されている間、家族の住居にあてら

れたといわれ、墨書により享保十九年（一七三四）の建築であることが分かる。街道に向かって玄関を構え、土間、台所のほかにオクノマ、仏間、四畳の間、六畳の間の六室を矩の手に配する。屋根も同高の棟を矩の手にもつ入母屋造とし、四周の半間ないし一間幅の下屋部分は屋根を一段下げた重層で、本瓦葺とする。また玄関には本屋と同様に千鳥破風を置く。構造は要所に差鴨居を用いて固めるが、座敷部には用いず長押を回している。

この隠居所は臨時の建物であるにもかかわらず玄関回りを本屋に準じたつくりとし、全体の立面意匠も本格的なものである。このほか、この一画には馬繋ぎ、薬師堂などがあり、ともに大角家の豪壮な家構えを構成している。

また大角家には「古来作事并諸覚帳」が伝わり、享保以降の修理状況が克明に分かる。これによる西ミセの製薬機械は寛政七年（一七九一）に背後の部屋を改造して設置し、その後、文政一三年（一八三〇）に現在の場所に移動したものである。また本陣としての構えは享保から宝暦にかけて整備されたらしい。

大角家住宅は、街道筋の商家としては最も古く、また最も規模の大きな家で、附属屋もそのまま残り、また保存されている石臼や製薬機械など各種の製薬用具も文化史上貴重である。

（出典：『解説版 新指定重要文化財 12 建造物Ⅱ』 昭和 57 年（1982）「重要文化財」編纂委員会^{*2)}

注 2. 新指定重要文化財の全貌が理解しやすいよう、文化庁文化財保護部の担当技官たちが中心となって刊行された。昭和 45 年（1970）の大角家住宅保存修理、それに続く昭和 47 年（1972）の大角家住宅隠居所修理工事で確認された内容を受けて書かれた大角家住宅の最新の解説文となる。また、現在文化庁国指定文化財データベースの詳細解説として掲載されている。

第3節 指定地の現状

第1項 土地所有区分

指定地は、所有者の異なる2つの民有地と市有地が混在する。また、史跡と名勝でそれぞれ指定範囲が異なる。

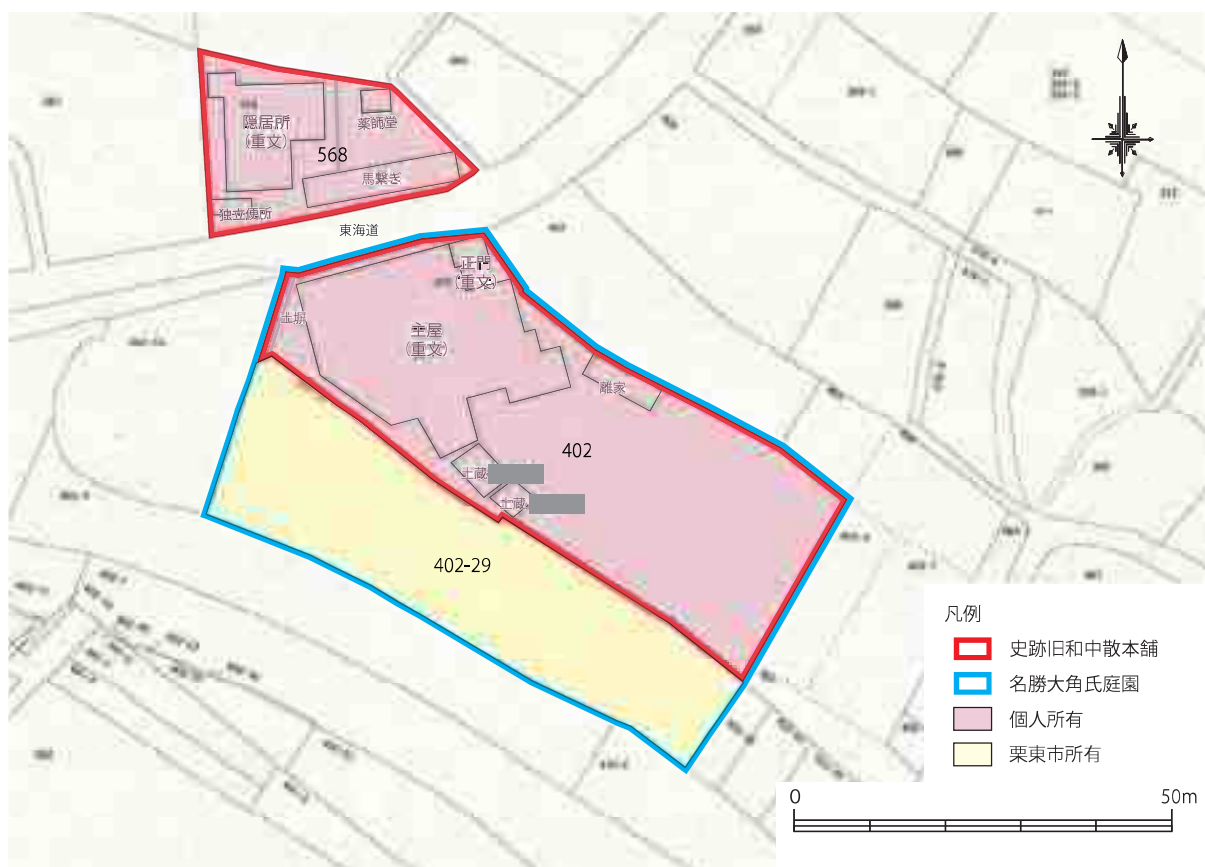
史跡指定範囲は東海道を挟んで北側の隠居所のある区域と、南側の主屋のある区域に大きく2分され、それぞれ所有者が異なる。隠居所は現在住居として使用されており（非公開）、馬繋ぎや薬師堂のみ街道から外観を見ることができる。

名勝は庭園のある東海道南側の主屋のある区域に加えて、背景林として市有地である旧葉山川堤防を含めた範囲となっている。主屋側は限定的に公開をしており、所有者によって日常的に管理されている。

〔指定面積〕 3662.9㎡ （民有地2436.35㎡、市有地1226.55㎡）

〔表 3-1〕 指定地内の土地所有区分

町名・地番	面積	所有者
栗東市六地藏 568 番地	644.62㎡	個人
栗東市六地藏 402 番地	1791.73㎡	個人
栗東市六地藏 402 番地 29	1226.55㎡	栗東市



〔図 3-1〕 指定地内の土地所有区分図（1：1,000）
（地番図に加筆）

第2項 指定地の空間構成

指定地は、東海道沿いに造立された江戸時代の小休本陣を兼ねた葉舗である。街道を挟んだ南北二つの敷地から構成される。主屋、正門、隠居所をはじめとする建造物が建ち並び、主屋書院の奥に庭園を展開する。庭園からは南東の日向山を遠景に望む。またかつては、南西に旧葉山川が流れており、その堤防跡が残る。

本計画では、現在の空間のまとまりや機能をふまえ、指定地の空間構成を「主屋地区」「前庭地区」「主庭地区」「背景林地区」「隠居所地区」の5つの地区に区分し空間を捉えた。

【地区区分】

主屋地区：東海道に面しており、重要文化財である大角家住宅の主屋部分。

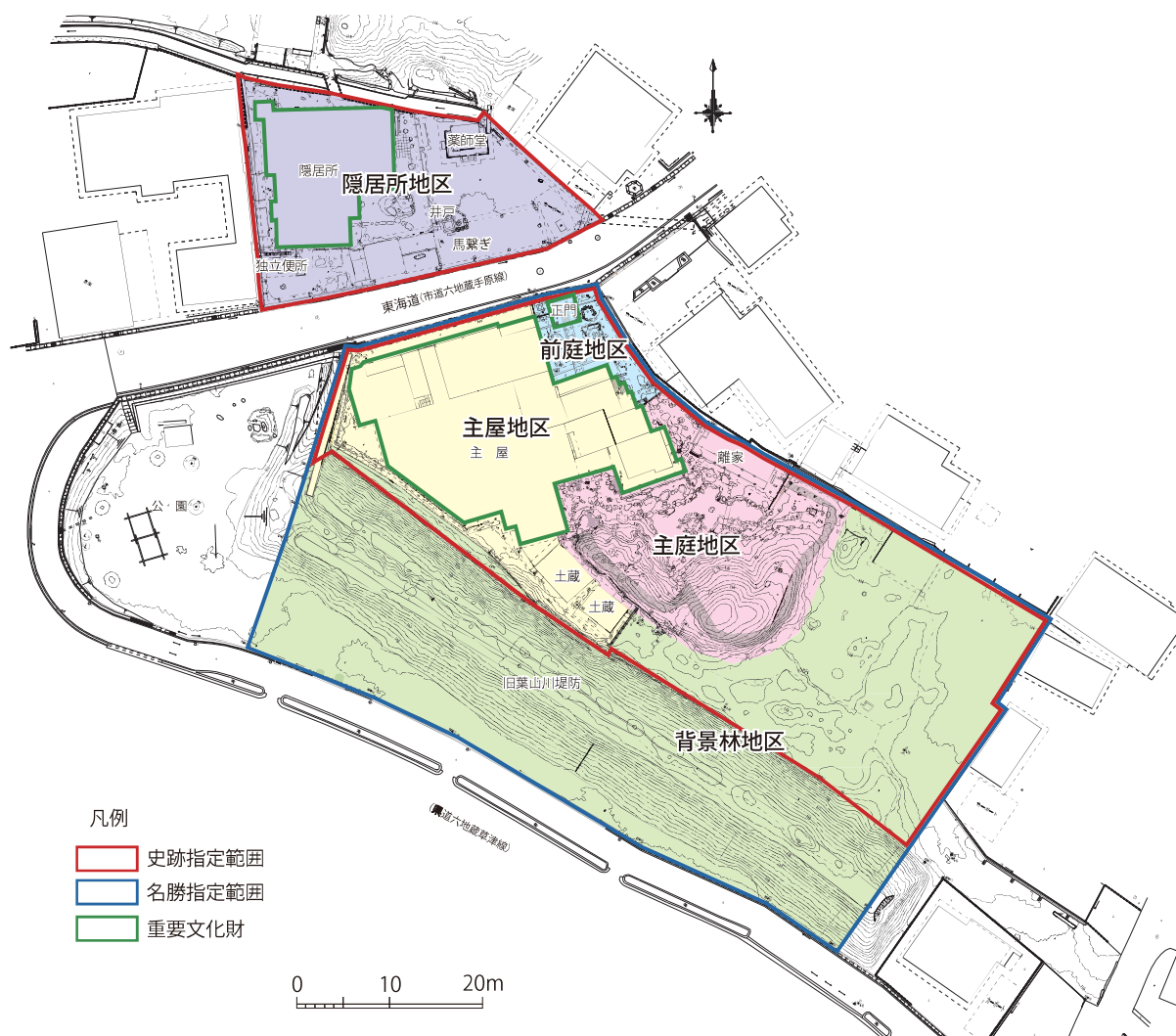
前庭地区：主屋東側に位置し、重要文化財の正門から式台玄関へ続く前庭のある区域。

主庭地区：主屋の南側に位置し、池泉や築山があり本陣部分上段の間から眺める区域。

背景林地区：主庭の背景となる旧葉山川堤防や、築山裏の緩衝区域。

隠居所地区：主屋向かい、東海道を挟んで北側にある重要文化財の隠居所がある区域。

地区区分外：計画対象地の周辺に広がる庭園の眺望や景観、歴史的変遷に関わる区域。



〔図 3-2〕 地区区分 (1:800)

(1) 主屋地区

主屋地区は、重要文化財である大角家住宅 主屋を中心に、南側に続く土蔵と旧葉山川堤防の石積との間の平坦地を含む。

主屋は大きく3つの用途に分かれており、製薬所を含む店舗、台所及び居間、そして玄関と座敷からなる本陣部分がある。店舗は広く街道に面しており、店舗前の犬走りは軒先として旅人が腰かけるなど、街道と店をつなぐ重要な空間となっている。店舗の奥には台所及び居間、さらに渡り廊下で繋がれた土蔵（文庫蔵）と独立した土蔵（米蔵）が続く。主屋東側は本陣部分となっており、正門から続く式台玄関や次の間、主庭に面した上段の間や小座敷がある。西側の境界には石積の土台を持つ土塀が建っており、敷地を囲っている。



[写真 3-1] 主屋 街道より



[写真 3-2] 主屋 製薬機



[写真 3-3] 主屋 主庭より



[写真 3-4] 主屋 上段の間



[写真 3-5] 渡り廊下・土蔵



[写真 3-6] 土塀 敷地内より

(2) 前庭地区

主屋東側の本陣への入口に当たる部分に前庭がある。重要文化財に指定されている正門から石敷き通路が真直ぐ延び、正面の式台玄関へ続いている。西側には石組みが配され、石組みの間にツツジやキンモクセイなどが植えられている。通路東側には明治天皇聖跡の石碑が建てられ、周りにはヒバやクロガネモチ、ツツジなどの植栽がある。また、北東角には白石のみを使用した2段積みの石組がある。正門の両脇には築地塀の袖壁があり、敷地北東角で折れ曲がり南へ延びている。式台玄関の東側を南へ進むと主庭へと続く中門がある。中門付近は塀沿いの管理通路的な側面はあるが、中門手前に手水鉢が据えられている。



[写真 3-7] 前庭 玄関から正門を臨む



[写真 3-8] 前庭 店の間より

(3) 主庭地区

主庭地区は、主屋東側にある本陣部分の上段の間と小座敷に面した庭園で、正面から西側にかけて作られた築山と東側に建つ離家に囲われている。庭の中心には石組み護岸の池泉があり、その向こうに築山とその頂部を越えて少し下がった位置に刈込の生垣があり、庭園空間が区切られている。上段の間と小座敷前の縁側には手水鉢があり、大小の灯籠も配置される。各部屋前から飛石が打たれており、池泉に掛けられた切石の反橋を渡って築山上まで続いている。築山には景石が配され上段の間から正面にあたる付近には枯滝が組まれ景を成し、添景物として宝篋印塔が設置されている。築山西側の裏（土蔵脇）は石積で土留めされ、通路となっている。東側の離家は可動式の渡り廊下で主屋と繋がり、離家から前庭地区へ続く中門までは飛石が打たれ、傍らには手水鉢や灯籠が配されている。離家の南端には裏木戸があり、隣家との境界部にある石積護岸の水路に出る。池泉の水は離家南側の水路を通り、この外部水路へ繋がっている。



[写真 3-9] 主庭



[写真 3-10] 主庭

（４）背景林地区

名勝指定地の東に位置する旧葉山川堤防と主庭南の築山裏の区域で、主庭の緩衝地である。指定地の裏を通る県道 116 号線（六地藏草津線）は、かつては葉山川河川敷であったが、付け替えとなり道路が建設された。旧葉山川堤防は指定地の範囲でのみ、その形状が残されている。県道に面した斜面は整備され地被で覆われ街路樹として桜が等間隔で植えられており、堤防の頂部を境に、敷地内から見える西側斜面は竹が密生し庭園の背景林となっている。密度の高い竹林となっており、容易には入り込めない。斜面下の平坦地は主庭の築山裏にあたり、かつては道具小屋などがあったが現在は一面ヤダケで覆われている。所有者によると葉山川に水が流れていた頃には溜池もあったと云う。図面 2『六地藏御小休所聖蹟調査書』（近代、里内文庫資料）には、南東端に門が記されているが、現在は失われている。付近には井戸もあり、生活の作業空間であったことがわかる。現在南東端の空地は、臨時的駐車場として使用している。



〔写真 3-11〕 旧葉山川堤防



〔写真 3-12〕 南東端の空地

（５）隠居所地区

隠居所地区は、東海道の北側で史跡範囲に指定されている区域である。西半分には重要文化財である隠居所があり、街道沿いには旅人のために作られた独立便所がある。西角には独立便所を隠すように築地塀が建てられている。街道沿いの東側には隠居所の門を兼ねた馬繋ぎが建てられており、その背後には井戸がある。東海道と馬繋ぎ床面の地盤は段差なく整えられている。井戸の奥の北東端には薬師堂があり、薬師堂のまわりは平場で、隠居所との間は土塀で区切られている。

隠居所敷地の地盤の北側は石積によって構成されており、水路に隣接している。石積は水路の護岸となっている。



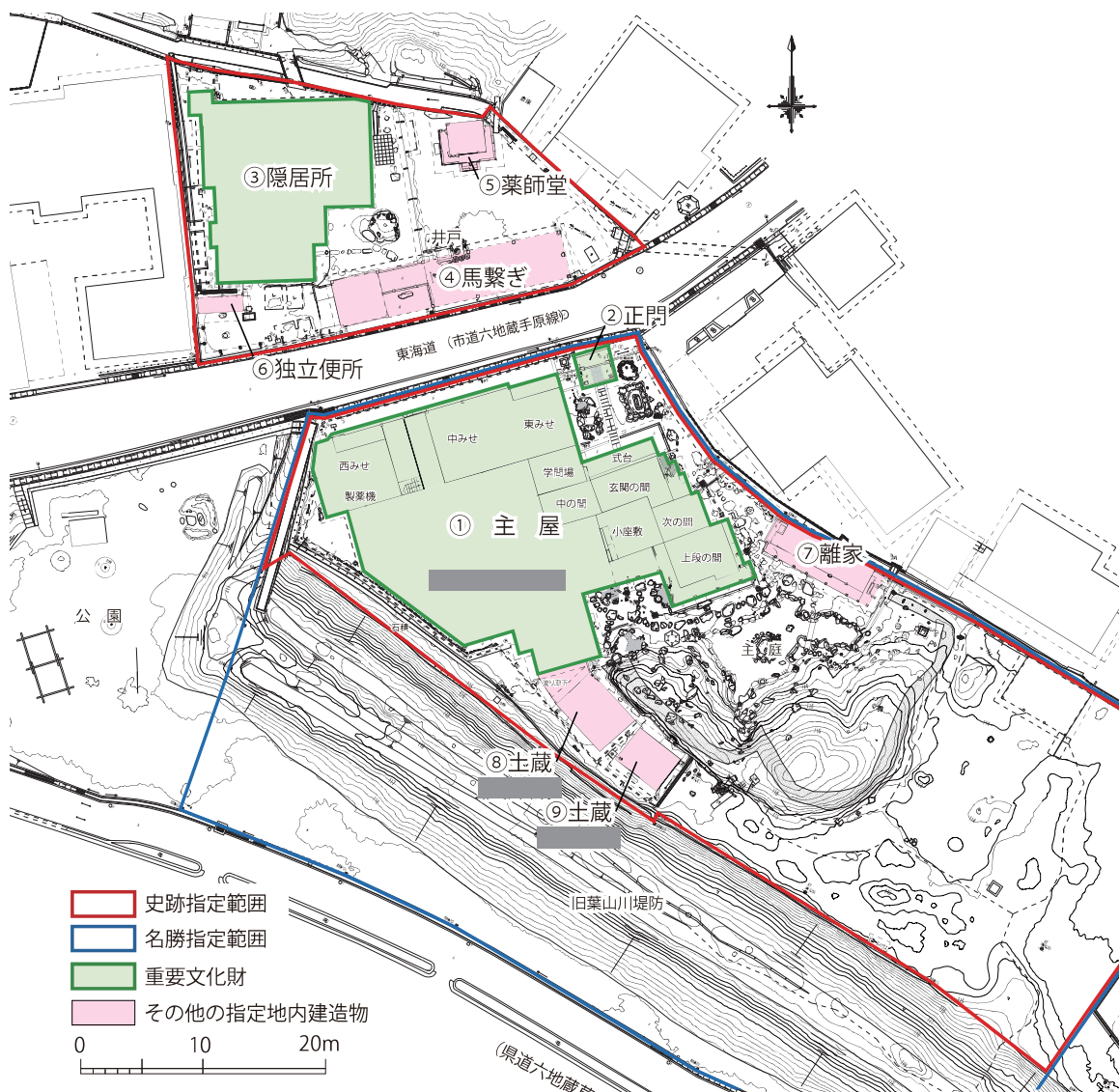
〔写真 3-13〕 隠居所と西門の築地塀



〔写真 3-14〕 馬繋ぎ

(6) 建造物

指定地には、重要文化財に指定されている主屋、正門、隠居所の3棟の他に、未指定の建造物が6棟、その他に築地塀などが配されている。重要文化財に指定されている3棟以外の建造物も、街道にちなんだ施設である馬繋ぎや独立便所、和中散の製造販売店に関連する薬師堂、小休本陣の書院と名勝庭園に面した離家など、指定地の特徴に密接に関わるものであり、これらの一連の屋敷構えが現在まで揃って残っていることは特筆すべき点と言える。



[図 3-3] 指定地内建造物配置図 (S=1:600)

①主屋（重要文化財）

第3章 第2節にて説明

②正門（重要文化財）

第3章 第2節にて説明

③隠居所（重要文化財）

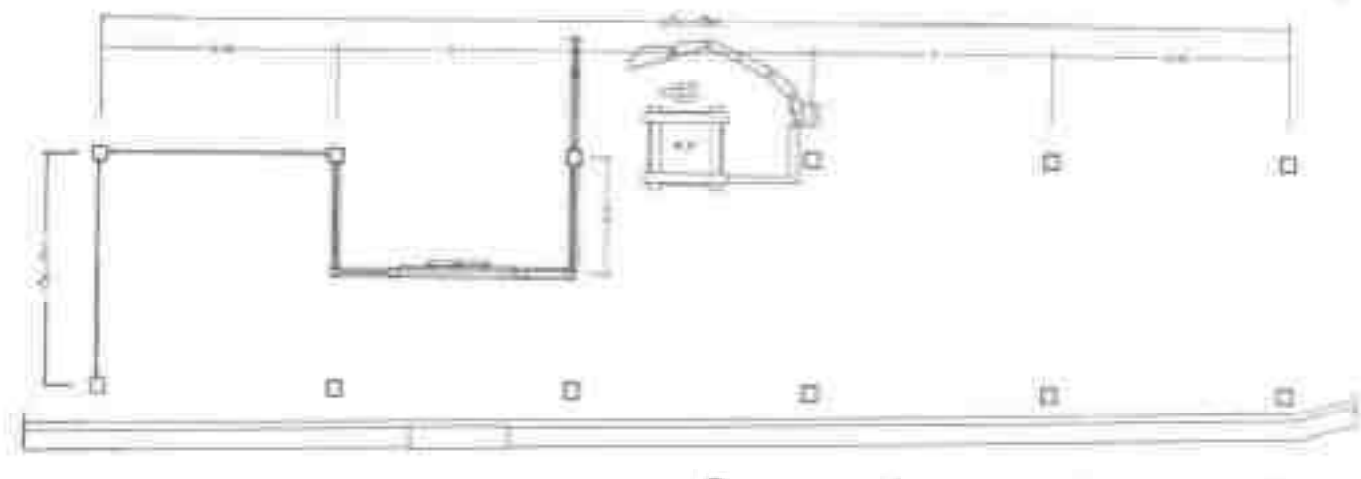
第3章 第2節にて説明

④馬繋ぎ

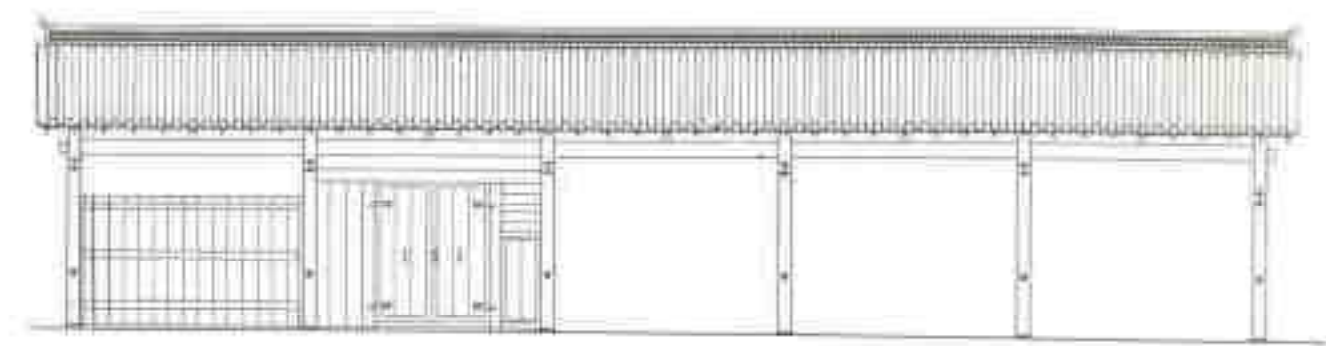
馬繋ぎは江戸時代中期に建てられた建造物で、街道を往来する馬を繋ぐための施設である。中間の宿の本陣を担った当家の機能を支えた重要な付属屋である。屋根は切妻造り本瓦葺きであり、梁行二間、桁行十間の規模を有する。東海道を挟んで主屋と向き合う配置であり、街道に対し広く開放的な造りが特徴である。近世以来の交通の要衝としての景観を今に伝える遺構であり、当時の物流や生活文化を理解する上で貴重である。正面向かって左側は門や板塀としての改変を受けるが、中央の間には馬を世話する上で重要な井戸が残る。垂れ壁や妻壁は真壁で漆喰仕上げ、内部天井は竿縁天井となっている。



〔図 3-4〕 馬繋ぎ断面図
 (『大角家住宅隠居所修理工事報告書』
 昭和 47 年 (1972))



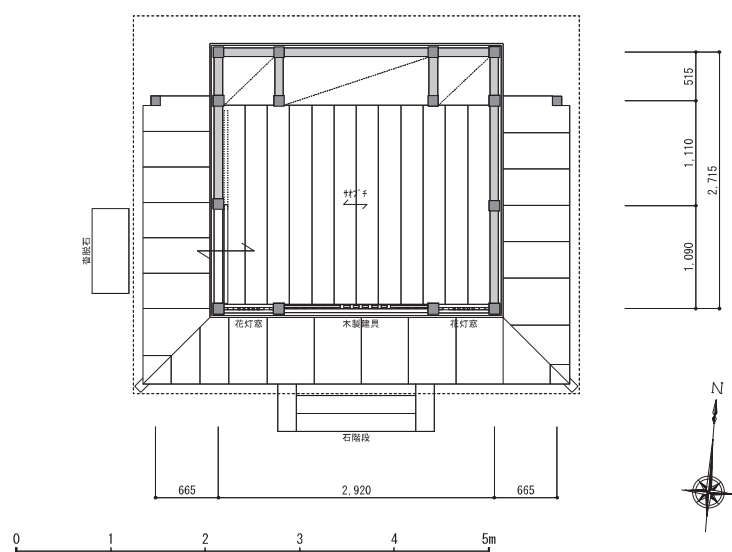
〔図 3-5〕 馬繋ぎ平面図 (『大角家住宅隠居所修理工事報告書』 昭和 47 年 (1972))



〔図 3-6〕 馬繋ぎ側面図 (『大角家住宅隠居所修理工事報告書』 昭和 47 年 (1972))

⑤薬師堂

馬繋ぎの北側に位置する薬師堂は、寄棟造り本瓦葺きのほぼ正方形に近い平面をもつ。屋根は振れ隅が大きく設計され棟が長く、正面背面に比して側面の勾配が急となる。正面には格子戸を構え、両脇壁には細めの花頭窓があり、また平面に対し軒の出が深く軽やかな外観意匠をもつ。内部造付けの厨子は唐破風を持ち、黒漆塗や金箔装飾が施され、薬師如来像を安置する。鬼瓦の一方にへら書きがあり、宝暦6年(1756)とある。また、大角家所蔵の『古来作事并諸覚帳』にも宝暦6年の条に「同年九月より大工清八 一薬師堂修復建立」とある。「修復」とあるので、以前にも建っていた可能性があるが、この薬師堂は同年の築造と見てよい。細部意匠の特徴や部材の経年の状況などとも矛盾しない。薬師信仰に基づき、薬業商家の生業と信仰が融合した当時の文化を伝える貴重な建造物として評価できる。

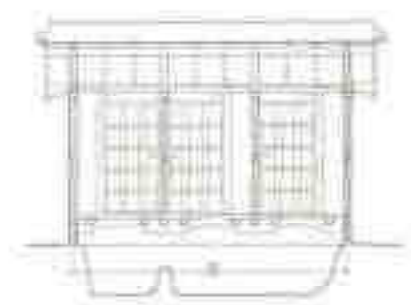


[写真 3-15] 鬼瓦のへら書き

[図 3-7] 薬師堂平面図 (S=1:80)
(株式会社北條建築事務所 令和7年(2025)3月作成)

⑥独立便所

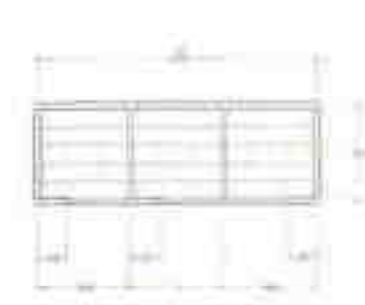
独立便所は生活建屋から離れた位置に建ち、衛生面への配慮と生活空間の分離に配慮されている。簡素な造りながら、通風や排水を考慮した実用的な構造を備え、当時の衛生観念や生活の工夫がうかがえる点で重要な付属屋である。



[図 3-8] 独立便所桁行断面図



[図 3-9] 独立便所梁行断面図



[図 3-10] 独立便所平面図

(『大角家住宅隠居所修理工事報告書』昭和47年(1972))

⑦離家

離家は主屋南東側の主庭に面して建ち、国指定名勝の庭園の景観として非常に重要な構成要素である。平瓦葺きの平屋建てで、梁行一間半、桁行五間半を測る。内部は二室で、間に壁を設け行き来できない独立構成となり、接客や休息の場に用いられたと考えられる。真壁漆喰塗の外壁と木部の対比が美しく、庭園側には縁側を備え、丸窓や格子の配置が外観を特徴付けている。



〔図 3-11〕 離家 平面図（S=1：80）（株式会社北條建築事務所 令和7年（2025）3月作成）



〔写真 3-16〕 馬繋ぎ



〔写真 3-17〕 薬師堂



〔写真 3-18〕 離屋



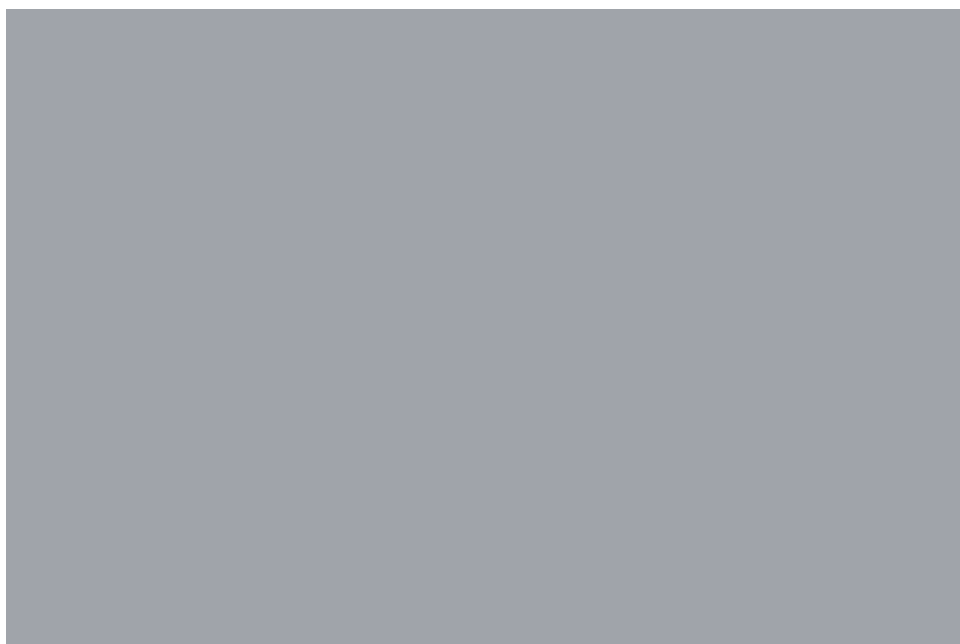
〔写真 3-19〕 土蔵 文庫蔵（奥）・米蔵（手前）

⑧土蔵（文庫蔵）

文庫蔵は前室部分で主屋と接続する、梁行二間、桁行三間、二階建ての土蔵である。屋根は平瓦葺きで外壁は大壁で漆喰仕上げ、庭園側と反対側は下見板張りとなり、外壁裾部を保護するとともに庭園における景観上重要な構成要素となる。正面入口に厚い観音開きの土戸と内側に木製の引き戸を備え、防火・防湿に優れた堅牢な構造を採用する。内部には木製の階段筆箆が設けられ、医薬業を営んだ和中散本舗の医薬書、帳簿、記録類などを収蔵した文庫として用いられたと考えられる。大角家所蔵の『古来作事并諸覚帳』には寛延2年（1749）10月13日「土蔵普請棟上」とある。商家の文書管理と防火技術を今に伝える江戸中期の土蔵建築として、歴史的・建築的価値が高い。



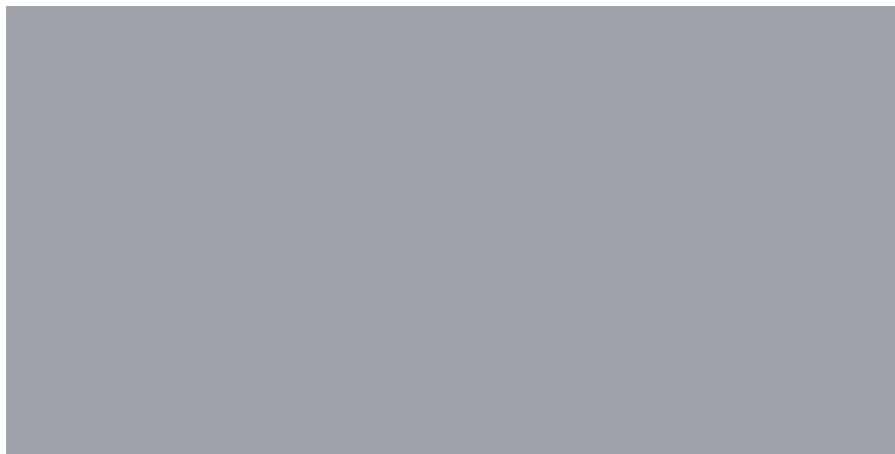
〔図 3-12〕土蔵（文庫蔵） 1 階平面図（S=1：80）
（株式会社北條建築事務所 令和 7 年（2025）3 月作成）



〔図 3-13〕土蔵（文庫蔵） 2 階平面図（S=1：80）
（株式会社北條建築事務所 令和 7 年（2025）3 月作成）

⑨土蔵（米蔵）

米蔵は文庫蔵の南側に位置し、文庫蔵と並んで建つ梁行一間半、桁行二間、二階建ての土蔵である。屋根は平瓦葺き、外壁は大壁で漆喰仕上げ、庭園側のみ下見板張りとなり庭園景観に配慮している。入口には鉄板張りの片引き戸を備え、足元にはネズミ返しを設けている。丸柱や丸太梁を使用するなど内部の構造はやや簡易な造りとなり、文庫蔵と比べて土壁の厚みも小さい。米などの穀物を保管するために建てられたもので、文庫蔵とともに屋敷の経済活動を支えた。江戸時代の商家屋敷内の土蔵建築の事例として重要である。



〔図 3-14〕 土蔵（米蔵） 1 階平面図（S=1：80）
（株式会社北條建築事務所 令和 7 年（2025）3 月作成）



〔図 3-15〕 土蔵（米蔵） 小屋裏平面図（S=1：80）
（株式会社北條建築事務所 令和 7 年（2025）3 月作成）

第4節 沿革と史料

第1項 沿革

(1) 東海道梅木立場の成立と和中散

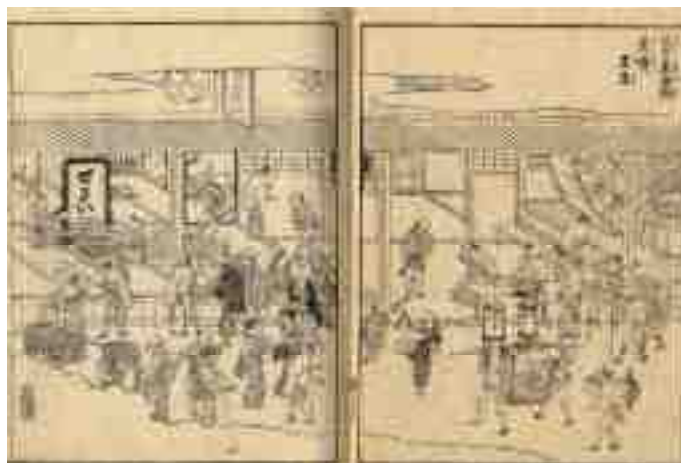
慶長6年(1601)正月、徳川家康が江戸と京都を結ぶ東海道筋の四十余箇所に「伝馬朱印状」及び「御伝馬之定」を下付し、宿駅伝馬制度を確立する。近江国内においては、慶長6年(1601)に土山、水口、石部、草津、翌7年(1602)に大津が宿駅に定められ、近江五宿が成立した。各宿場には本陣や脇本陣といった大名の宿所が置かれた。

各宿場の中間地点には、旅人の休憩場所として「立場」があり、立場ではそれぞれ各地の名物が生まれ、旅の楽しみとされていた。それらの名物は名所図会などでも紹介され全国各地へ広がりを見せた。草津宿から石部宿の間には「目川」と「梅木」の二つの立場があり、和中散本舗は梅木立場で生まれた名薬「和中散」の製造販売を行う店舗であり、立場内には複数の店舗が軒を連ねた。

和中散とは、腹痛などに効くとされ道中薬として人気を博した散薬であり、江戸時代の東海道名物の一つとなっていた。『東海道名所図会』には往来する旅人が立ち寄り、店先で薬湯を飲ませている様子が描かれている。馬繋ぎや独立便所といった旅人用の施設も設けられた。大角弥右衛門家文書の『和中散売渡旅人書上』には、備前、筑前博多、安芸、伊予など出身村名と共に旅人の名前や人数が記録されており、まさに旅の道中に購入していたことがわかる。

店には木製の製薬機が置かれ、販売のみならず、和中散の製造も行われていた。製薬機は大きな木製の歯車で、車輪の中に人が入って歩き、この動力によって石臼を回し薬草をすりつぶす仕組みとなっている。

その人気は広く江戸大森立場や、大阪の天下茶屋にも店舗があり、絵図や跡地が残っている。『摂津名所図会』寛政8年(1796)には天下茶屋の和中散販売店の様子が、『江戸名所図会7巻』天保5-7年(1834-1836)には大森和中散の様子が描かれており、いずれも『東海道名所図会』に描かれた梅木と同じ店構えで、大きな製薬機も確認できる。和中散が梅木だけでなく、全国へ広まりを見せていたこと、また、薬だけでなくその店構えも合わせて展開され、各地の街道で賑わいを見せていたとわかる。



〔図 3-16〕 天下茶屋是齊『摂津名所図会』 寛政8年(1796)
(大阪市立図書館デジタルアーカイブより)

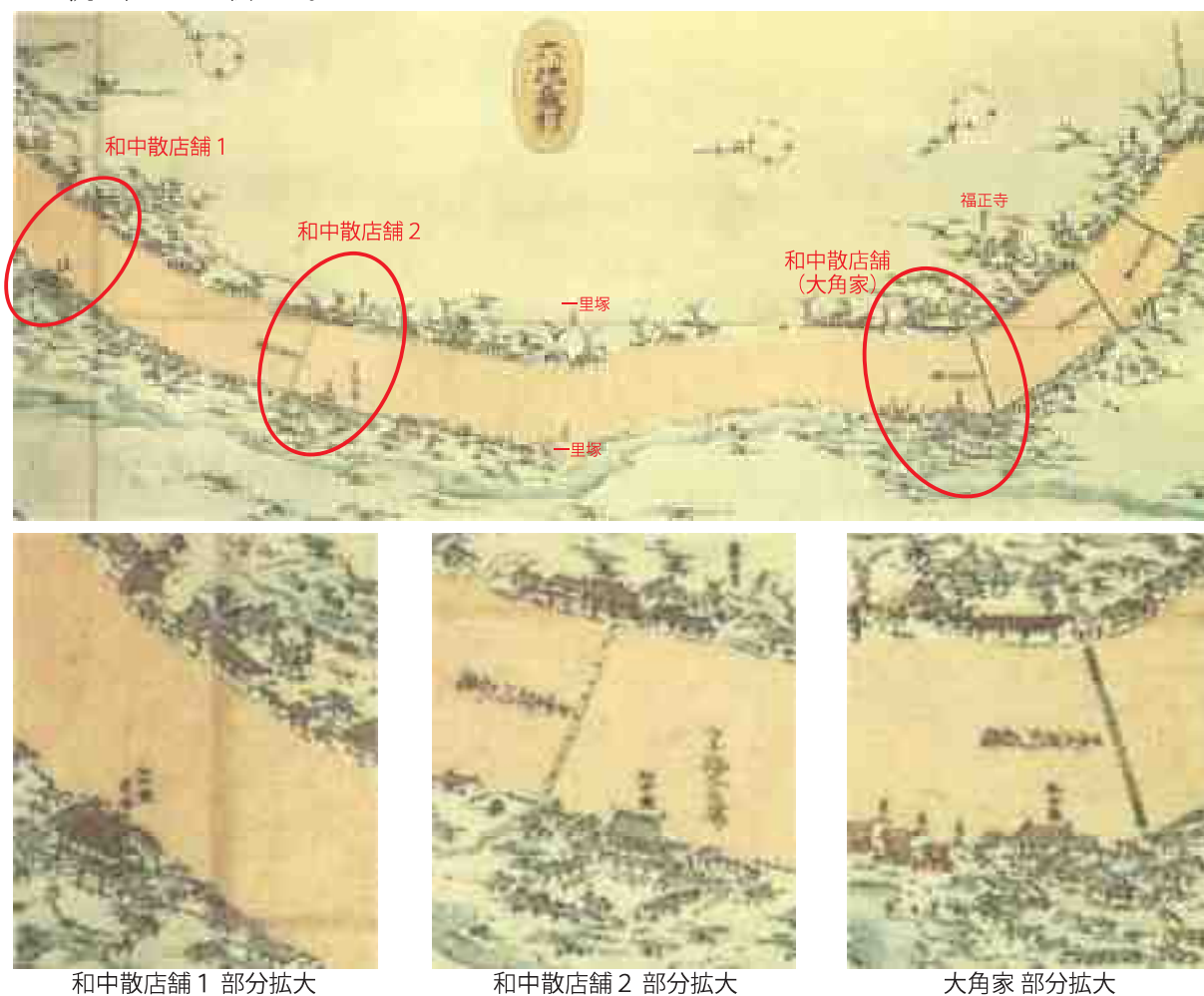


〔図 3-17〕 大森和中散『江戸名所図会7巻』天保5-7年
(1834-1836) (国立国会図書館デジタルコレクションより)

梅木立場内では、大角家、織田家、島林家の代表的な三家が競合しており、その商号の使用をめぐる数度に渡り訴訟まで起こっていた程で、大角弥右衛門家文書の中には『屋号ニ付乍恐口上書』(宝永6年(1709))など訴訟の関係文書が残されている。訴訟は織田家の勝訴に終わっており、大角家は「ぜさい」の商号を奪われることとなった。

『東海道分間延絵図 巻十一』(文化3年(1806)完成)では、往時の六地藏村が詳細に描かれている。絵図に描かれた六地藏村には、街道を挟んで薬師堂があるなど同じ形態の屋敷構えの和中散屋が3か所確認でき、一番西側の店舗(和中散店舗1)にのみ、「是斎」と書き添えられている。『東海道名所図会』巻二(寛政9年(1797)、巻頭図版6)では、梅木立場として『東海道分間延絵図』と同様の屋敷構えの和中散屋が描かれている。この絵図は、現存する大角家の屋敷構成と類似することから、江戸期の和中散屋の様子を伝えるものとして重視されてきた。その他にも、『中山道分間延絵図』(文化3年(1806)完成)には、中山道中沢立場の和中散出店が確認でき、小休所を兼ねた和中散屋の典型が見られた。

幕末に近づくにつれ小休所の運営が和中散本業を圧迫したようで、文化年間に入ると『膳所藩郡方日記』(膳所藩史料第30・31巻 文化3年(1806))一月十六日の記述「六地藏村是濟彦太郎、尾張城下大口屋清兵衛より壺千両の借金返済せず、(以下略)」など、和中散の借財などの記事が目立つようになり、困窮する和中散屋の姿がみられる。織田和中散では明治初期までに廃業し嫡流も絶えたと伝わる。



[図 3-18] 『東海道分間延絵図』 巻十一、文化3年(1806)完成
(『近江の街道』平成13年(2001) 栗東歴史民俗博物館)

(2) 小休本陣としての役割

大角家は薬舗でありながら、大名らが休憩をする小休本陣も兼ねていた。街道に面した店舗の横に大名を迎えることのできる書院を備えており、一間薬医門の正門と式台玄関、その奥に上段の間や小座敷を備えた本陣部分がある。上段の間と小座敷の南には部屋から眺められる庭園が作られた。室内の内装には襷絵や屏風が残されており、店舗とは異なり装飾性の高い室礼となっている。また、主屋を本陣として使用している間は、隠居所を住居として使用していたようである。

小休本陣となった由来や経緯は不詳だが、大角弥右衛門家文書『御大名様方御入駕帳』（宝暦11年（1761））の中に「寛文年中（1661～1673）帳別に有り」という記述があることから、江戸前期頃から小休本陣であったことがわかる。このような大名の立ち寄りの記録は大角弥右衛門家文書の中に何冊も残されており、頻度の高さが伺える。宝暦11年（1761）3月には11日間も大名が休憩に立ち寄った記録があり、日によっては2、3家が重なるほどの慌ただしさであった。

基本的に宿泊は宿場で行われるため、大角家では休憩が主であるが、川留めなどで旅程がずれることもあり他藩と重なって宿場での宿が確保出来ない時などには、宿泊を受け入れることもあった。安永2年（1773）5月には、松江藩主松平治郷が参勤交代の途中に旅程が一日ずれ込む事態となったが、草津宿や石部宿には既に他藩の予定が入っていたため、大角家へ依頼があったことが大角弥右衛門家文書『雲州様御宿泊割萬覚』安永2年（1773）に記録されている。大角家当主の弥右衛門は、急遽草津宿へ行き当初の宿泊予定であった宿割帳を確認し、梅木に戻って宿割を組立て、準備を整えたとある。この時の一行の総人数は約430人で、村人の家に分宿した模様などが詳細に記されている。

(3) 建造物の建立と作庭

大角家の建造物については大角弥右衛門家文書『古来作事并諸覚帳』に享保以降の修理状況について多くの記録がみられるが、建立年は明らかではない。『大角家住宅保存修理工事報告書』（昭和45年（1970））によると、主屋は貞享から元禄初年頃に大角弥右衛門正俊（三代目弥右衛門）が建立したと考えられている。明記された文書は残されていないが、家系図に記された3代目正俊の項にある「中奥当家一大普請不残立替」の文言と、正俊の年齢や背景を照らし合わせ比定されている。

隠居所は、『大角家住宅隠居所修理工事報告書』（昭和47年（1972））によると、昭和47年（1972）の半解体修理の際に、6畳の間床に享保19年（1734）の墨書が発見されたことからそれまでに建立されたと考えられている。街道沿いの馬繋ぎは、主屋、隠居所と同種木材が多く、風化状況もよく似ていることから、同時代の建物とみられる。

隠居所東側にある薬師堂は、『古来作事并諸覚帳』に宝暦6年（1756）「薬師堂修復建立」との記録が残っている。元禄4年（1691）に六地藏梅木を訪れたドイツ人医師のケンペルが『江戸参府旅行日記』に「各々薬師如来のために薬師堂を建立したる」と記し、同8年（1695）に訪れた周防岩国の藩老の二男の香川景継は『富士一覽記』に「屋の前に薬師如来の像を安置して堂のさまもおろそかならず」と記しており、梅木立場には数件の和中散の店舗があったことから両者が立ち寄ったのが大角家かどうかは定かではないが、和中散の店舗前に薬師堂を設ける配置形態が既にあったことがわかる。また、『古来作事并諸覚帳』によると、隠居所の南にある独立便所は、天保4年（1833）に旅人用に造られたものであり、街道沿いならではの施設を備えた。主屋まわりでは、寛延2年（1749）には主屋南に土蔵が建立され、宝暦元年（1751）に主屋と

土蔵の間に渡廊下を建てている。このほかにも主屋店の間にある製菓機は、寛保3年（1743）に製菓機を拡大して西みせ奥の部屋を機械場とし、宝暦4年（1754）には再び製菓機を作り直している。さらに天保2年（1831）には製菓機を西みせに移し、石臼以外を全て新調したと記録されている。

主屋の東側の本陣部分は、建立年代は不詳だが、享保年間（1716～1736）以後に築造の記録がないことや部材の風食状況から主屋建立から間もなくして増築したと『大角家住宅保存修理工事報告書』で推定されている。さらに『古来作事并諸覚帳』からは、宝暦6年（1756）と宝暦11年（1761）には書院玄関の建具を新調し、同13年（1763）に玄関正面の透彫欄間を入れて表を飾った記録が残り、小休本陣としての装飾が徐々に加えられていることがわかる。また、室内には狩野永納（1631～1697）筆の屏風や、曾我蕭白（1730～1781）、長沢芦鳳（1804～1871）等によって描かれた襖絵があり、その室礼も調えられた。

書院の奥に開かれた庭園は、上段の間と小座敷に面して造られており、日向山を借景に、南東に石組み護岸の池泉を設けその奥には大小の築山が設けられている。作庭年は明らかではないが、『古来作事并諸覚帳』では享保9年（1724）に「泉水與向へ水」とあり、この頃までに園池が築造されていたことがわかる。それ以降庭園の滝に水を落とすべく、度々工事が行われた記録がある。宝暦8年（1758）9月に庭師の大仏伝介と仙介が水落口滝を築造し、滝に水を落とす装置として「ふんぬき」が用いられるが、難工事の末に天明3年（1783）に完成した。また文化13年（1816）には、木作忠七が滝付近の石組を改修した記録が残る。



〔図3-19〕「ふんぬき」記述部分『古来作事并諸覚帳』（重要文化財大角家住宅 附）、享保以降

（4）近代以降の変遷

明治時代初頭には、明治天皇をはじめとする皇族が御小休のために立ち寄っている。明治元年（1868）9月21日、明治天皇は東京行幸の際に立ち寄り、上段の間を玉座とした。このとき明治天皇は藁草履を召して、前庭の築山に登ったとされる。そのときの用水が御膳井として道の向かい側に残る。また同元年（1868）12月21日の京都遷幸、明治2年（1869）3月8日の東幸の際にも明治天皇が立ち寄っている。同2年（1869）10月6日には昭憲皇太后、明治10年（1877）5月9日に英照皇太后が臨幸した。

そして、明治13年（1880）7月13日、明治天皇は京都行幸の際に再び立ち寄っている。同頃、これらの御小休に伴い建造物を補修し、園池に亀島を築造したとされる。

また、明治期以降の地方制度改革、交通インフラの整備、産業構造の変化は、大角家にも大いに影響をもたらした。

明治期には、宿場制度が大きな転換を迎えた。明治3年（1870）に本陣制度が廃止され、同5年（1872）には宿駅制度も廃止された。これに伴い、街道周辺では新たな交通インフラの整備が進められ、葉山村の近隣地域でも新道や、通船のための水路の整備が行われた。東海道や中山道は、明治以降も国内の重要な交通路であったが、やがて鉄道が開通すると状況は次第に変化していった。特に、明治13年（1880）に京都 - 大津間が開通し、指定地付近では明治22年（1889）に草津 -



〔写真 3-20〕 上段の間 軸と蘭草履

三雲間の鉄道が開通し、地域の人流や物流の主軸が鉄道に移行していったことは、街道沿いの商家にとって大きな影響を与えたと推察される。

明治22年（1889）には、町村制の施行に伴い、六地藏は近隣の伊勢落、林、小野、大橋、出庭、辻、高野、手原と合併し、葉山村が成立した。この時、葉山村役場は六地藏の民家を借用して開庁した。『大角家住宅隠居所修理工事報告書』によれば、昭和47年（1972）に実施された隠居所解体修理の際、聞き取りによってかつて役場として使用されていたことが確認されており、当該民家は、大角家隠居所であったと考えられている。大角家は、新制度施行初期に置ける行政拠点として機能していたと推測できる。村役場はその後、明治37年（1904）3月、高野に新築移転している。

商業的な側面では、殖産興業の高まりにより商業作物の栽培やその加工による家内手工業も発達した。『葉山村郷土誌』（稿本 里内文庫資料）には、絞り油や酒、醤油、菓子、藍染、鋳物などに並び「売薬」が業種として記載されている。明治期に薬の製造をしていたのは、出庭中村（園田喜兵衛家）の「万金丹」、手原（猪飼家）の「仙伝虫脱丸」と六地藏（大角家）の「和中散」の3軒で、製造高は明治36年（1903）から44年（1911）にかけて上昇傾向にあったと記録されている。地域の工業生産全体としては漸次衰退の傾向にある中で、売薬業の製造高の上昇は販売業者の「広き販路」の開拓によるものであったとされる。その後、昭和の戦時期においても大角家和中散の製造販売は継続されており、聞き取り調査によると戦時中には兵士に頼まれて和中散を送っていたこともあると言い、一定の需要が維持されていたことがうかがえる。しかしながら、昭和23年（1948）に薬事法の制定により医薬品の製造・販売に対する規制が強化され、和中散の製造販売は中止となり、和中散本舗は店を閉じている。

大角家が行政的にも、売薬の製造販売の商家としても地域に寄与してきたこと、さらに明治以降の近代化の影響によって変化を余儀なくされた事がわかる。

参考文献

本項は以下の文献を参照し、史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園の沿革について取りまとめた。

歴史全般

- ・『近江栗太郡誌 巻貳』大正15年（1926）
- ・『栗東の歴史 第二巻 近世編』平成2年（1990）
- ・『栗東の歴史 第三巻 近代・現代編』平成4年（1992）

和中散関連

- ・『市制施行記念展 近江の街道』平成13年（2001）栗東歴史民俗博物館
- ・井上優「街道薬・和中散の創製と展開について」『栗東歴史民俗博物館紀要第2号』平成8年（1996）

〔表 3-2〕旧和中散本舗 略年表

和暦	西暦	月	日	事 項	出典
慶長元年	1596			大角與三郎清孝が澤田（現：六地藏梅木）に移り住み、屋敷を構える。	大角家住宅保存修理工事報告書
慶長6年	1601			徳川家康が東海道の傳馬制を設ける	
慶長16年	1611			徳川家康が野洲郡祇王村永原で腹痛を起こし、典医の本間泰庵が薬を調進したところ即座に癒え、「和中散」の名を賜る。	大角家住宅保存修理工事報告書
承応元年	1652			この頃までに小休本陣を兼ねる。	御大名様方御入駕帳
元禄初頭	1684～1693			この頃、大角弥右衛門正俊（三代目弥右衛門）が屋敷を建立する。	大角家住宅保存修理工事報告書
元禄3年	1690			商号をめぐり織田家と訴訟に発展する。	大角弥右衛門家文書
元禄4年	1691	3月	3日	ドイツ人医師のケンペルが六地藏梅木に立ち寄り薬師堂について記載。	江戸参府旅行日記
元禄8年	1695	5月	14日	周防岩国の藩老香川正矩の次男で歌人の景継が梅の木のはしに薬を買い店の前に薬師堂があることを記録している。	近江栗太郡志
元禄12年	1699			この頃、大角弥右衛門が弟子の安右衛門と太右衛門に小みせ二軒をそれぞれ譲る。	大角弥右衛門家文書
宝永6年	1709			この頃、和中散が全国的に知られるようになる。	大角弥右衛門家文書
享保9年	1724			この頃までに園池が築造される。	古来作事并諸覚帳
寛延2年	1749			土蔵普請棟上	大角家住宅保存修理工事報告書
宝暦元年	1751			主屋と土蔵の間に渡廊下を建立する。	大角家住宅保存修理工事報告書
宝暦6年	1756			薬師堂修復建立	日本庭園史大系
安永3年	1773	5月	4日	松江藩主の松平治郷が宿泊する。	雲州様御泊宿割万覧
享和元年	1801	3月		文人の太田南畝（蜀山人）が六地藏梅木に立ち寄る。	改元紀行
文政9年	1826	2月	28日	ドイツ人医師のシーボルトが休憩、和中散等を購入する。	江戸参府紀行
文政9年	1826			隠居所の便所、高塀を解体する。	大角家住宅隠居所修理工事報告書
天保4年	1833			隠居所の南側に旅人用の便所を建立する。	大角家住宅隠居所修理工事報告書
明治初年	1868			この頃、亀島を築造したとされる。	指定説明
明治元年	1868	9月	21日	東京行幸の際に明治天皇が御小休のために立ち寄る。	史蹟調査報告第8輯
明治元年	1868	12月	21日	京都還幸の際に明治天皇が御小休のために立ち寄る。	史蹟調査報告第8輯
明治2年	1869	3月	8日	東幸の際に明治天皇が御小休のために立ち寄る。	史蹟調査報告第8輯
明治2年	1869	10月	6日	昭憲皇太后が臨幸する。	史蹟調査報告第8輯
明治10年	1877	5月	9日	英照皇太后が臨幸する。	史蹟調査報告第8輯
明治13年	1880	7月	13日	京都行幸の際に明治天皇が御小休のために立ち寄る。	史蹟調査報告第8輯
明治37年	1904			同年までの数年間、隠居所を葉山村役場として使用する。	報告書（滋賀県 1972）
昭和8年	1933	11月	2日	「明治天皇六地藏御小休所」として史跡（明治天皇聖蹟）に指定される。	官報第 2053 号
昭和23年	1948	6月	29日	史跡（明治天皇聖蹟）の指定が解除される。	官報第 6435 号
昭和23年	1948			薬事法制定により製薬販売を中止、廃業となる。	聞き取り
昭和24年	1949	7月	13日	「旧和中散本舗」として史跡に指定される。	官報第 6748 号
昭和29年	1954	3月	20日	主屋、正門、隠居所が「大角家住宅」として重要文化財に指定される。	官報第 8269 号
昭和42年	1967	10月	1日	主屋、玄関及び座敷の半解体修理に着手する。	報告書（滋賀県 1970）
昭和45年	1970	9月	30日	主屋、玄関及び座敷の半解体修理が完了する。	報告書（滋賀県 1972）
昭和45年	1970	10月	1日	隠居所、馬繋ぎ及び便所の半解体修理に着手する。	報告書（滋賀県 1972）
昭和47年	1972	9月	30日	隠居所、馬繋ぎ及び便所の半解体修理が完了する。	報告書（滋賀県 1972）
昭和57年	1982	2月	16日	「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」に名称が変更される。	官報号外第 8 号
昭和57年	1982	3月	31日	庭園が「旧和中散本舗庭園」として県指定名勝に指定される。	滋賀県文化財目録
平成8年	1996	12月	6日	「紙本墨画 瀟湘八景図屏風」が市指定文化財（絵画）に指定される。	栗東市文化財目録
平成13年	2001	1月	29日	庭園が「大角氏庭園」として名勝に指定される。	官報号外第 15 号
平成16年	2004	1月		大角弥右衛門家文書が栗東歴史民俗博物館に寄託される。	栗東歴史民俗博物館年報
令和5年	2023	8月	7日	製薬機が「旧和中散本舗の人車製薬機」として機械遺産に認定される。	機械遺産パンフレット

第2項 史料

(1) 文献史料

旧和中散本舗・大角氏庭園の成立や変遷に関わる文献史料には大角家に残されている文書があり、なかでも『古来作事并諸覚書』は建造物等の修理が詳細に記されており附指定となっている。また当時の様相を確認できる文献史料として「屋号ニ付乍恐口上書」や「御大名様方御入駕覚」などがある。文書は栗東歴史民俗博物館に一部寄託されているが内容は未調査のものが多く、その数は100点以上におよぶ。

〔表 3-3〕 変遷が分かる主な古文書 抜粋

No	史料名	成立年代	西暦	内容等
1	古来作事并諸覚帳 ^{*3}	江戸時代	—	享保年間（1716～1736）以後の建造物や庭園の成立や改修、修理に関する記録がある。
2	大角家系図	江戸時代か	—	平安時代末期から江戸時代末期までの家系を伝える。大角家の由緒や歴史、和中散本舗に関する記述がみられる。
3	屋号ニ付乍恐口上書	宝永6年	1709	屋号訴訟の際の口上書。和中散の創製について書かれている。
4	御大名様方御入駕覚	寛保4年 (延享元年)	1744	訪れた大名の記録。日付や名前、前後の宿泊地等が記されている。
5	御大名様方覚帳	宝暦9年	1759	同上
6	御大名様方覚帳	宝暦10年	1760	同上
7	御大名様方帳	宝暦11年	1761	同上
8	御大名様方御上下覚	宝暦12年	1762	同上
9	御大名様方御上下覚	宝暦13年	1763	同上
10	御大名様方御上下覚	明和元年	1764	同上
11	雲州様御泊宿割萬覚	安永2年	1773	松江藩主の急な宿泊への対応が詳細に記録される。
12	松平出羽守様御下宿控	安永2年	1773	松江藩主の急な宿泊への対応が詳細に記録される。
13	御大名様方御通行帳	安永2年	1773	訪れた大名の記録。日付や名前、前後の宿泊地等が記されている。
14	御大名様方御通行帳	安永3年	1774	同上
15	御大名様御通行帳	安永4年	1775	同上
16	御大名様方御通行帳	安永5年	1776	同上
17	御大名様方御通行帳	安永6年	1777	同上
18	御大名様御通行帳	安永7年	1778	同上
19	御大名様方御通行帳	安永8年	1779	同上
20	御大名様御通行帳	安永9年	1780	同上
21	和中散売渡旅人書上	江戸後期	—	和中散購入者の記録。旅人の名前や一行の人数、出身地等が記される。
22	西南御大名様方御入駕帳	江戸後期	—	訪れた大名の記録。日付や名前、前後の宿泊地等が記されている。

注 3. 重要文化財大角家住宅附指定



〔図 3-20〕『古来作事并諸覚帳』（重要文化財大角家住宅 附）、享保以降
（『大角家住宅隠居所修理工事報告書』昭和 47 年（1972））



〔図 3-21〕『西南御大名様方御入』、江戸後期
（『近江の街道』平成 13 年（2001）栗東歴史民俗博物館）

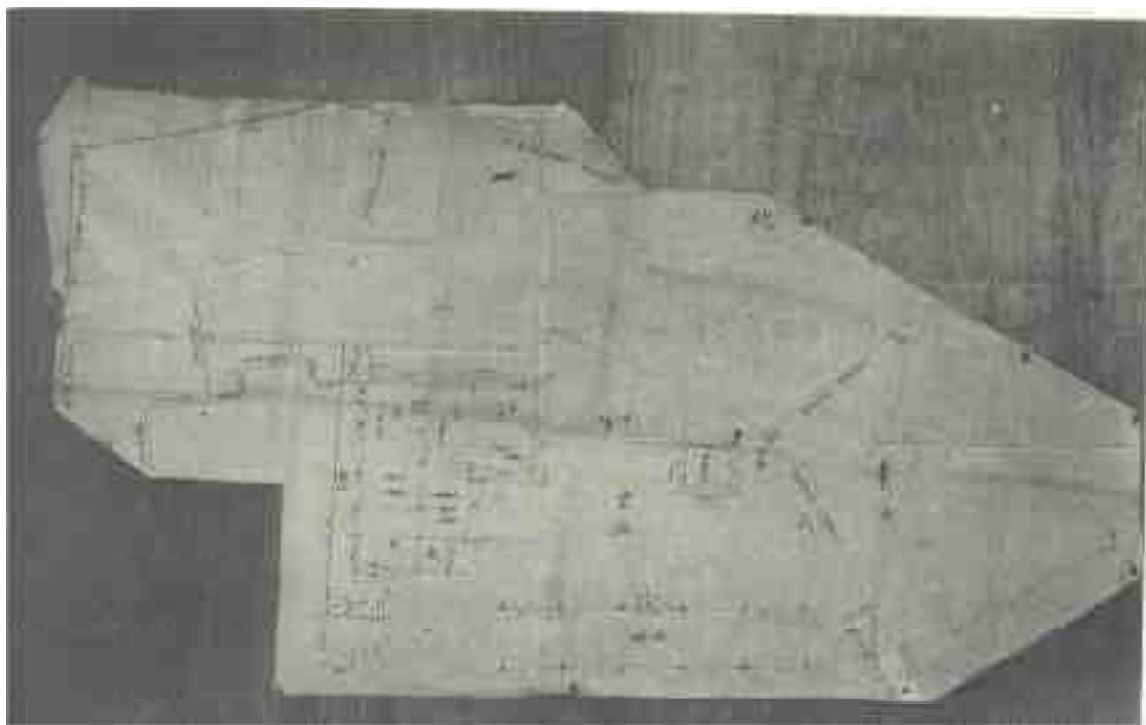
（2）絵図・図面

旧和中散本舗・大角氏庭園に関わる史料のうち、往時の様相を知る手掛かりとなる絵図には、江戸時代に刊行された名所図会などがある。また昭和初期の『史蹟調査報告』では図面が収録され、当時の屋敷内の様子を知ることができる。

〔表 3-4〕絵図・図面一覧

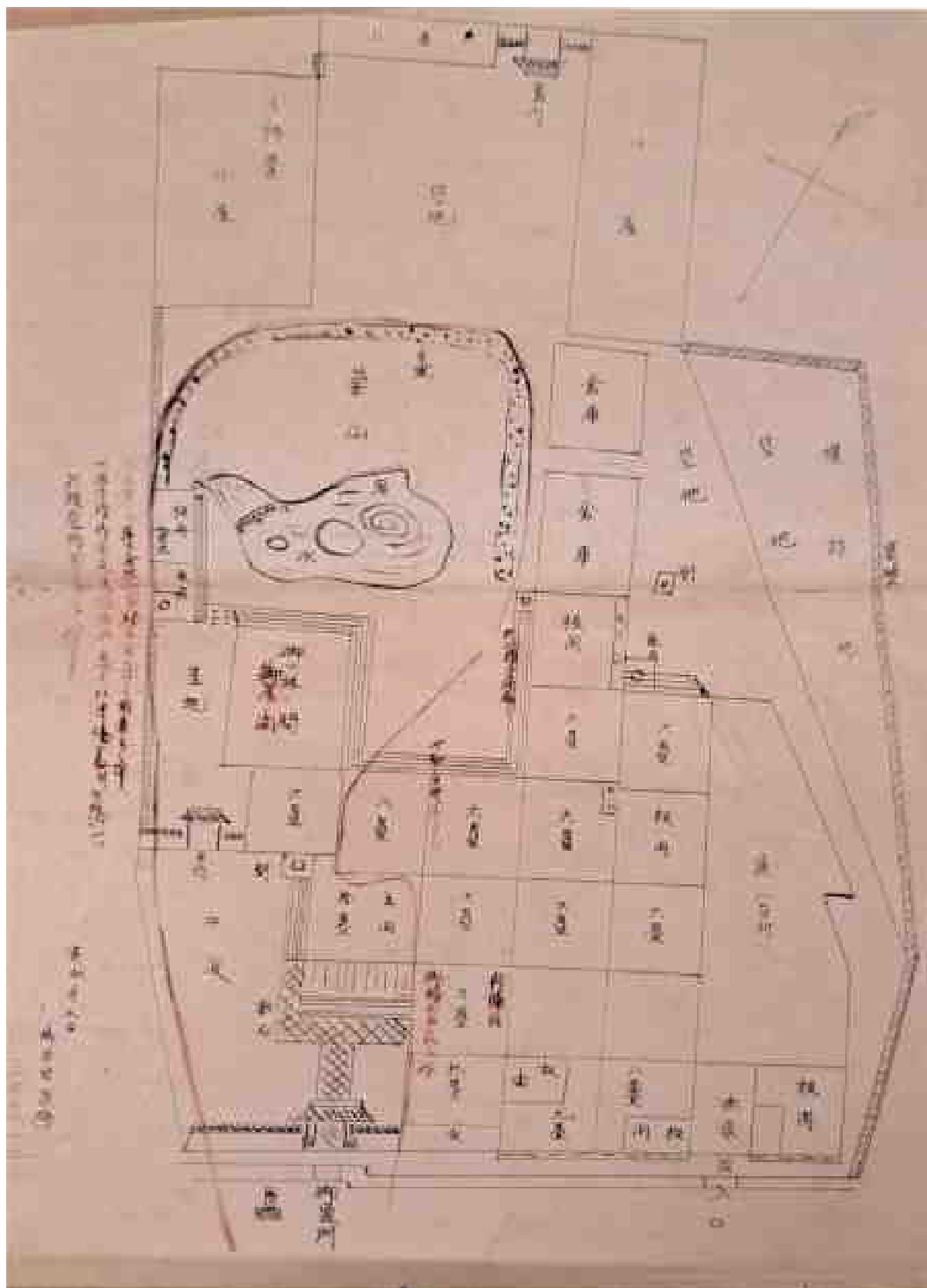
No.	史料名	所収名	所蔵	成立年	内容等
絵図 1	『家賀御伽』	—	国会図	宝暦 2 年（1752）	大正 3 年（1914）刊行の『日本風俗図絵』第 7 輯に所収。主屋の内部が描かれている。
絵図 2	『東海道名所図会』巻二	—	国会図	寛政 9 年（1797）	北から主屋等を俯瞰して描く。主屋、正門、土蔵、隠居所、馬繋ぎ、薬師堂が描かれている。看板に「ぜさい」とある。
絵図 3	『伊勢参宮名所図会』巻二	—	国会図	寛政 9 年（1797）	北から主屋を俯瞰して描く。主屋、正門、馬繋ぎ、薬師堂が描かれている。看板に「ぜさい」とある。
絵図 4	『近江名所図会』第一巻	—	滋賀図	文化 11 年（1814）	寛政 9 年（1797）刊行の『伊勢参宮名所図会』と同様の木版画。
図面 1	「古図」	—	大角家 隠居所	天保以前	隠居所の附となっている古図。独立便所に関する『古来作事并諸覚帳』の記述と合わせ天保以前の図とみられる。 ※『大角家隠居所修理工事報告書』
図面 2	「六地藏御小休所聖蹟調査書」	『里内文庫』	栗歴博	近代	屋敷内の間取りを描く。主屋、正門、庭園をはじめ屋敷内の建造物が描かれている。昭和初期頃の写しで、原本は明治頃とされる。
図面 3	「明治天皇六地藏御小休所指定区域図」	『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』	国会図	昭和 10 年（1935）	平面図。
図面 4	「明治天皇六地藏御小休所本家正面姿図」	『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』	国会図	昭和 10 年（1935）	主屋及び正門の立面図。北を正面とする。

※「所蔵」欄の正式名称は以下のとおりである。国会図：国立国会図書館／滋賀図：滋賀県立図書館／栗歴博：栗東歴史民俗博物館

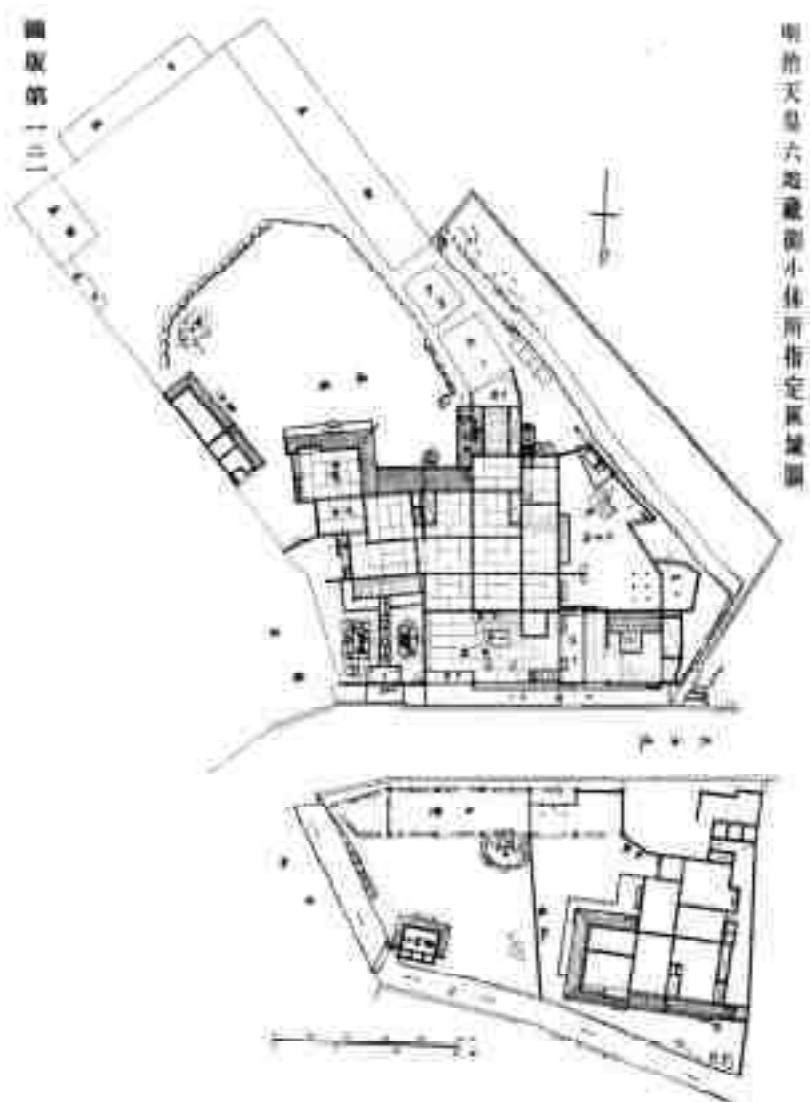


(隠居所部分拡大)

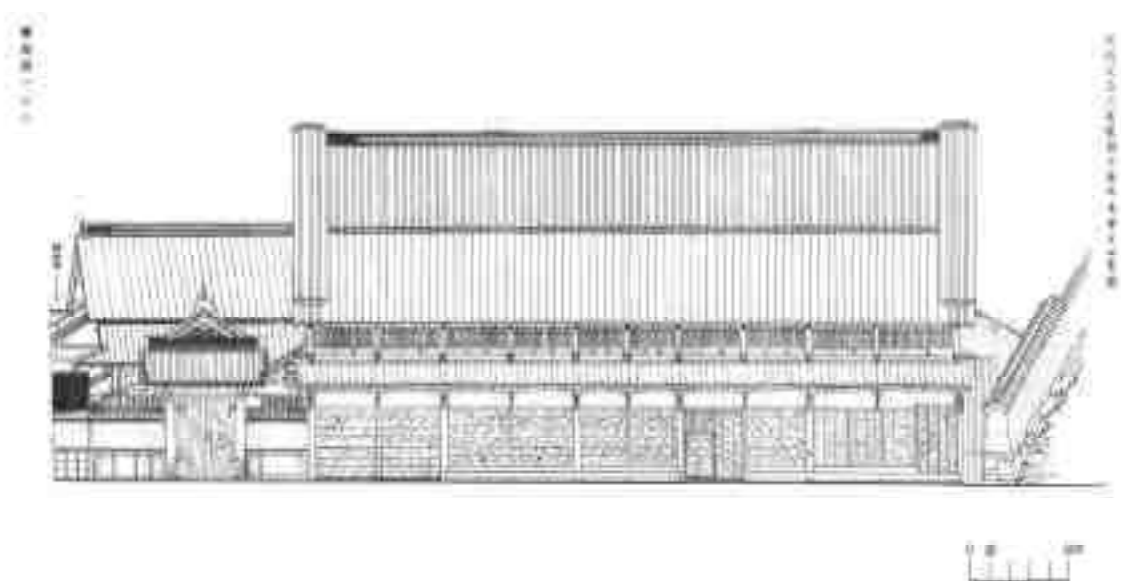
〔図 3-22〕「古図」(大角家隠居所附)、天保以前
(大角家隠居所蔵)



〔図 3-23〕「六地藏御小休所聖蹟調査書」『里内文庫資料』、近代
(栗東歴史民俗博物館蔵)



[図 3-24] 「明治天皇六地蔵御小休所指定区域図」『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』
昭和 10 年（1935）（国立国会図書館デジタルコレクションより）



[図 3-25] 「明治天皇六地蔵御小休所本家正面姿図」『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』
昭和 10 年（1935）（国立国会図書館デジタルコレクションより）

(3) 古写真

刊行物に掲載された古写真には、大正時代以降に撮影された主屋を望む写真が多い。

年代が判明しているもののうち、最も古いのは大正15年(1926)に刊行された『近江栗太郡誌』に所収された古写真である。

[表 3-5] 古写真一覧

No.	写真タイトル	所収資料・所蔵	発行年	編著者 (撮影者)	発行者	撮影内容	出典
1	「梅の木和中散本舗大角邸と庭園」ほか	『近江栗太郡誌 卷貳』	大正15年 (1926)	滋賀縣栗太郡役所	滋賀縣栗太郡役所	庭園や主屋を望む写真4点。	NDL
2	「梅木村足齋家の薬白(補)」 「梅木村足齋家の薬師堂(補)」	『異国叢書第六卷 ケンペル江戸 参府紀行 上巻』	昭和3年 (1928)	呉秀三	駿南社	製薬機の写真1点。 馬繫ぎから薬師堂を望む写真1点。	NDL
3	「滋賀栗太郡葉山村六地藏大角謙二氏宅」	『民家図集第十一 輯 滋賀縣』	昭和6年 (1931)	緑草会編	大塚巧芸社	主屋を望む写真1点。	NDL
4	「明治天皇六地藏御小休所 (大角謙二宅)建物」ほか	『史蹟調査報告第 八輯 明治天皇聖 蹟』	昭和10年 (1935)	文部省	文部省	主屋、馬繫ぎ、御座所を望む写真4点。	NDL
5	「和中散本舗」	『滋賀県市町村沿 革史写真』	昭和30年 (1955)頃		滋賀県市町 村沿革史編 纂委員会	主屋、正門を望む写真1点。	

※出典の「NDL」は、国立国会図書館のデジタルコレクションを示す。



[写真 3-21] 古写真1「梅の木和中散本舗大角邸と庭園」(滋賀縣栗太郡役所『近江栗太郡誌 卷貳』、滋賀縣栗太郡役所、1926年)



[写真 3-22] 古写真1「梅の木和中散本舗大角邸と庭園②」(滋賀縣栗太郡役所『近江栗太郡誌 卷貳』、滋賀縣栗太郡役所、1926年)



[写真 3-23] 古写真1「葉山村 六地藏大角彌右衛門邸」(滋賀縣栗太郡役所『近江栗太郡誌 卷貳』、滋賀縣栗太郡役所、1926年)



[写真 3-24] 古写真1「明治天皇 昭憲皇后 行在所」(滋賀縣栗太郡役所『近江栗太郡誌 卷貳』、滋賀縣栗太郡役所、1926年)



〔写真 3-25〕 古写真 2 「梅木村是齋家の薬白（補）」
（呉秀三『異国叢書第六巻 ケンペル江戸参府紀行 上巻』
駿南社、1928 年）



〔写真 3-26〕 古写真 2 「梅木村是齋家の薬師堂（補）」
（呉秀三『異国叢書第六巻 ケンペル江戸参府紀行 上巻』
駿南社、1928 年）



〔写真 3-27〕 古写真 3 「滋賀栗太郡葉山村六地藏
大角謙二氏宅」（緑草会編『民家図集第十一輯 滋賀縣』
大塚巧芸社、1931 年）



〔写真 3-28〕 古写真 4 「明治天皇六地藏御小休所
（大角謙二宅）建物」（文部省『史蹟調査報告第八輯
明治天皇聖蹟』文部省、1935 年）



〔写真 3-29〕 古写真 4 「明治天皇六地藏御小休所建物」
（文部省『史蹟調査報告第八輯 明治天皇聖蹟』文部省、1935 年）



〔写真 3-30〕 古写真 4 「明治天皇六地藏御小休所建物」
（文部省『史蹟調査報告第八輯 明治天皇聖蹟』文部省、1935 年）



〔写真 3-31〕 古写真 4 「明治天皇六地藏御小休所御座所」
（文部省『史蹟調査報告第八輯 明治天皇聖蹟』文部省、
1935 年）



〔写真 3-32〕 古写真 5 「旧中和散本舗」
（『滋賀県市町村沿革史写真』滋賀県市町村沿革史編纂委員会、
1930 年頃）

第3項 造営・修理の履歴

指定地内に位置する建造物のうち主屋及び隠居所は、重要文化財指定後、半解体修理を実施している。主屋は昭和42年（1967）10月から昭和45年（1970）9月にかけて、隠居所は同年（1970）10月から昭和47年（1972）9月にかけて修理を行った。この半解体修理では、墨書や改築の痕跡が確認され、『古来作事并諸覚帳』の記録を裏付けるとともに、創建当初から現在に至るまでの修理や改修の履歴を明らかにした。

〔表 3-6〕大角家住宅 主屋及び隠居所の主な修理・改修歴-1

和暦	西暦	事 項	出典
慶長元年	1596	大角与三郎清考現在地に屋敷を移す	主屋
明暦2年	1656	初代大角弥右衛門正光 73歳で歿	主屋
延宝4年	1676	2代目大角弥右衛門正氏歿	主屋
享保19年	1734	" 享保十九甲寅天林鐘中二日 表具師 牧野基郁 張之 "	隠居所
元文2年	1737	隠居北側ひさしのき瓦□かへ	隠居所
寛保3年	1743	薬摺機械改造（車輪指渡しを1尺6寸増す）	主屋
		隠居角口のくぐり巾一尺八寸同高さ敷居上バより四尺一寸六部	隠居所
寛延2年	1749	土蔵普請上棟	主屋
寛延3年	1750	隠居所 屋根瓦葺替	隠居所
宝暦元年	1751	土蔵と本屋の間に渡廊下を建て、本屋南側の廊下を六畳室に改造	主屋
宝暦2年	1752	本屋表側、書院屋根葺替、風呂場整備	主屋
宝暦4年	1754	薬摺機械を造り直す。本屋表庇の半分を葺替、本屋八畳座敷に仏壇と押入を入れる。	主屋
宝暦6年	1756	本屋裏側東方屋根葺替、書院玄関の舞良戸と障子新調	主屋
宝暦8年	1758	隠居所 瓦師 林太右衛門	隠居所
宝暦10年	1760	隠居所 屋根瓦葺替	隠居所
宝暦12年	1762	本屋裏側中央部屋根葺替、本屋東側壁修理、書院座敷に床と違棚をつける	主屋
宝暦13年	1763	本屋玄関表の構えを整え、虹梁、彫刻を入れる	主屋
宝暦14年	1764	隠居所 屋根瓦葺替	隠居所
安永3年	1774	書院玄関の庇を建て出す、風呂場を立て直す、みせ床廻り修理、入り口の柱を石で根繫ぎする	主屋
安永4年	1775	みせ表側を摺上げ戸に改める	主屋
安永5年	1776	本屋、門脇壁修理	主屋
安永7年	1778	みせ舞良戸新調、みせ床板修理	主屋
天明3年	1783	本屋表側屋根葺替	主屋
天明4年	1784	本屋表庇屋根半分葺替	主屋
天明8年	1788	書院六畳室壁修理、柱根継ぎ、ウダツに板を打つ	主屋
寛政3年	1791	書院十畳座敷と、本屋表庇葺替	主屋
寛政6年	1794	敷居取替、柱根継ぎ	隠居所
寛政9年	1797	台所二階を居室に改造、土間流し台を直す	主屋
		隠居所 屋根葺替	隠居所
寛政12年	1800	本屋、書院壁修理、風呂場、便所屋根葺替	主屋
享和元年	1801	本屋屋根葺替	主屋
享和2年	1802	書院屋根葺替、板葺の一部を棧瓦葺に改める	主屋
文化2年	1805	本屋台所大修理、書院板葺屋根を棧瓦葺に改める	主屋
文化4年	1807	本屋台所切り上げ屋根棧瓦を葺替	主屋
文化6年	1809	本屋、書院壁修理	主屋
文化9年	1812	本屋廊下庇屋根を棧瓦に葺替	主屋
		隠居所 軒樋補修	隠居所

〔表 3-7〕大角家住宅 主屋及び隠居所の主な修理・改修歴-2

和暦	西暦	事 項	出典
文化 13 年	1816	本屋表側屋根葺替	主屋
文化 14 年	1817	本屋 風呂場を造り直す。渡り廊下押入修理	主屋
文政元年	1818	本屋表庇に枯木を入れ、板葺屋根を棧瓦葺に改める	主屋
文政 2 年	1819	書院八畳座敷屋根瓦葺替	主屋
文政 8 年	1825	書院脇の樅の木を切る	主屋
文政 9 年	1826	隠居所便所、高堀解体	隠居所
天保 2 年 ^{※4}	1831	薬摺機を裏手から西みせへ移し、動輪を新調	主屋
天保 2 年	1831	道閑（本建物を創建した人）の 100 年に当り、本屋座敷西八畳室より東八畳室へ仏壇を移す	主屋
天保 4 年	1833	独立便所建立	隠居所
天保 5 年	1834	台所土間を一部改造、本屋床廻り修理、書院廊下雨戸、戸袋修理	主屋
天保 6 年	1835	本屋壁修理	主屋
		隠居所 畳補修	隠居所
天保 12 年	1841	本屋屋根大修理	主屋
弘化元年	1844	書院十畳座敷屋根葺替（こけら葺）	主屋
弘化 2 年	1845	本屋 屋根表側葺替	主屋
弘化 2 年	1845	隠居所 屋根瓦葺替、野地補修	隠居所
弘化 4 年	1847	書院玄関式台修理	主屋
嘉永 4 年	1851	本屋屋根裏側切り上げ屋根葺替	主屋
嘉永 5 年	1852	隠居所北側の川石垣積直し	隠居所
文久元年	1861	書院十畳座敷屋根葺替（こけら葺）	主屋
明治 3 年	1870	隠居所 守山住人 表具師 庄三郎 之張	隠居所
昭和 16 年	1941	隠居所 玄関千鳥屋根及び式台の模様替、一部間仕切り装置の変更、浴槽の増築	隠居所
昭和 24 年	1949	（史跡指定「旧和中散本舗」）	—
昭和 29 年	1954	（重要文化財指定）	—
昭和 36 年	1961	隠居所 炊事場の増築	隠居所
昭和 42 年	1967	主屋・座敷等解体修理着工	主屋
昭和 45 年	1970	主屋・座敷等修理完成、引き続いて隠居所修理工事着手	隠居所
昭和 47 年	1972	隠居所、馬駐等修理工事完了	隠居所

※本表は『大角家住宅保存修理工事報告書』昭和 45 年（1970）及び、『大角家住宅隠居所修理工事報告書』昭和 47 年（1972）を参照し作成した。なお「出典」欄の表記は以下の通りである。主屋：『大角家住宅保存修理工事報告書』、隠居所：『大角家住宅隠居所修理工事報告書』

注 4. 大角家住宅保存修理工事報告書』には、「天保元年」とあるが、機械遺産登録時に「古来作事并諸覚帳」から再検討され天保 2 年の新調とした。

〔表 3-8〕大角氏庭園の築造及び改修歴の変遷

和暦	西暦	月	日	事 項	出典
享保 9 年	1724			「泉水興向へ水」とあり、この頃までに園池が築造されていたことがわかる	古来作事并諸覚帳
宝暦 8 年	1758	9 月		大仏伝介・仙介が滝の水落口を築造する。	古来作事并諸覚帳
天明 3 年	1783			難工事の末、滝口に水を落とす装置（ふんぬぎ）が完成する。ふんぬぎはサイホンのことであり、なまがねを通して滝口に噴出させた。	古来作事并諸覚帳
文化 13 年	1816			木作忠七が滝付近の石組を改修する。26 人がかりで行われた。	古来作事并諸覚帳
文政 8 年	1825	乙酉		書院脇の樅（モミ）の木を切る	古来作事并諸覚帳
明治初年	1868			この頃、亀島を築造したとされる。	指定説明文
昭和 57 年	1982	3 月	31 日	庭園が「旧和中散本舗庭園」として県指定名勝に指定される。	滋賀県文化財目録
平成 13 年	2001	1 月	29 日	庭園が「大角氏庭園」として名勝に指定される。	官報号外第 15 号

[表 3-9] 大角家住宅 土蔵（米蔵）の修理・改修歴

和暦	西暦	事 項	出典
延享1年	1744	米蔵北側本瓦ノ方斗葺かえ	古来作事并諸覚帳
寛延2年	1749	土蔵普請棟上（米蔵切こぼちその跡へ新しく建替）大工・総村清八	古来作事并諸覚帳
寛延3年	1750	□蔵・□長屋・奥長屋・米蔵 同丸土替	古来作事并諸覚帳
宝暦9年	1759	奥米蔵丸土替・□米蔵丸土替	古来作事并諸覚帳
明和2年	1765	□米蔵前石垣 7月大水のため崩積直し石垣1尺余切り上げ	古来作事并諸覚帳
明和7年	1770	薬種屋 米蔵2ヶ所黒塗り杉板作り打	古来作事并諸覚帳
安永5年	1765	奥米蔵丸土仕替	古来作事并諸覚帳
享和元年	1801	米蔵葺替瓦直し	古来作事并諸覚帳
文政5年	1822	（山本）二郎 米蔵拵へ	古来作事并諸覚帳
天保4年	1833	白米蔵麻直し 米蔵鼠入らず仕付	古来作事并諸覚帳
天保5年	1834	白米蔵瓦葺替	古来作事并諸覚帳
嘉永7年	1854	米蔵に七左衛門・娘なさ・養子佐七へ借家にかす	古来作事并諸覚帳
昭和62年	1987	米蔵保存修理9月着工	
昭和63年	1988	米蔵保存修理3月完了	

※本表は史跡旧和中散本舗米蔵保存修理事業設計書（実績）、昭和63年（1988）の添付資料より作成した。



[写真 3-33] 米蔵修理前
外観、昭和 62 年（1987）



[写真 3-34] 米蔵修理中
棟木・棟束取替、昭和 62 年（1987）



[写真 3-35] 米蔵修理中
軒先螻羽下地、昭和 62 年（1987）



[図 3-26] 米蔵修理平面図（1 階）S=1：80



[図 3-27] 米蔵修理平面図（2 階）S=1：80

第5節 指定後の調査

第1項 防災施設設置工事に伴う立会調査

① 調査概要

本調査は、旧和中散本舗内で、重要文化財大角家住宅防災施設設置工事が実施されるに伴い、栗東町教育委員会が実施した埋蔵文化財に関する調査である。

調査は、消火設備配管及び避雷設備の埋設による掘削工事に立ち会ったもので、平成3年11月11日から同年12月20日までを要し、計5カ所において堆積柱状図を作成し、記録化した。

② 調査所見

工事に伴う掘り込みは、深さ30～50cm、幅30cm程度であるが、表層土下は黄灰色砂質土が堆積する。この層には一部灰色土、茶褐色土が混入しており、整地層である可能性が高い。

この黄灰色砂質土は、当該地南側にある旧葉山川堤防で見られる土層に近似することから、この河川がもたらす花崗岩バイラン土砂を利用したものと考えられる。

遺物については、土蔵の南の掘削工において、瓦片を採集した。近世以降のものである。

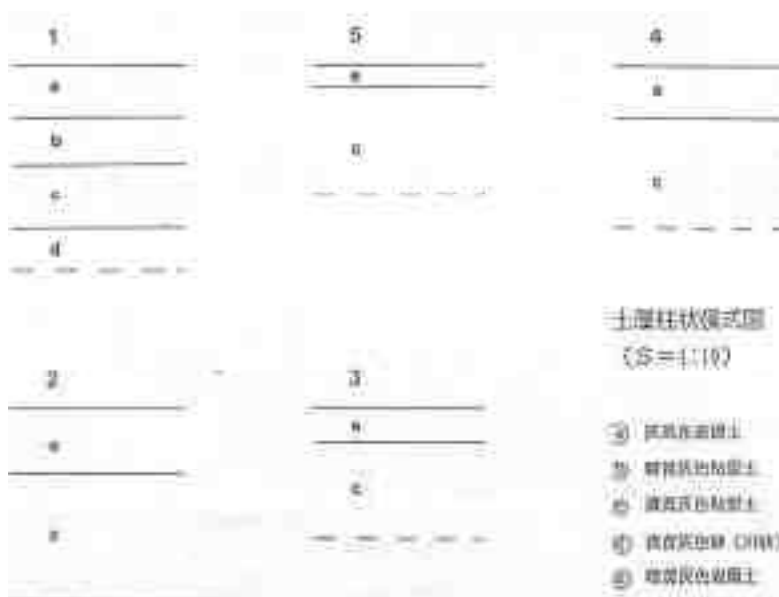
以上、本立会調査では整地層とする可能性の高い土層の確望ができたが、近世を遡るものは何ら発見されなかった。

※参照：栗東市教育委員会「史跡旧和中散本舗防災施設工事に伴う埋蔵文化財調査報告」平成3年（1991）12月



〔図 3-28〕 調査位置図

（栗東市教育委員会「史跡旧和中散本舗防災施設工事に伴う埋蔵文化財調査報告」平成3年（1991）12月）



〔図 3-29〕 土層柱状模式図（1：25）

（栗東市教育委員会「史跡旧和中散本舗防災施設工事に伴う埋蔵文化財調査報告」平成3年（1991）12月）



〔写真 3-36〕 ポイント No.2 状況写真

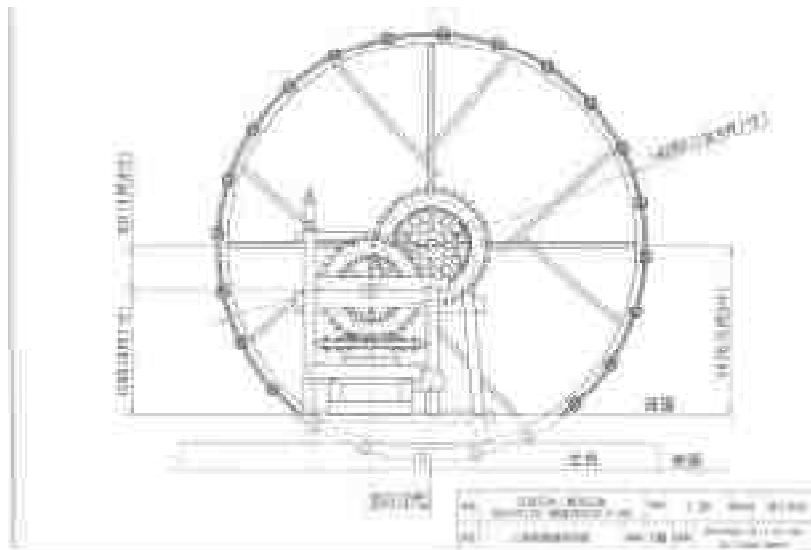
（栗東市教育委員会「史跡旧和中散本舗防災施設工事に伴う埋蔵文化財調査報告」平成3年（1991）12月）

第2項 製薬機の調査

江戸時代後期に作製された製薬機は、重要文化財「大角家住宅（滋賀県栗太郡栗東町）」主屋の附指定を受けている。令和4年（2022）10月、日本機械学会により「2023年認定機械遺産」の候補に推薦されたことを受け^{*5}、同年（2022）11月7日、8日に石田・緒方両氏による実測調査が実施された^{*6}。この調査では、製薬機各部の正確な寸法測定による実測図がまとめられた。

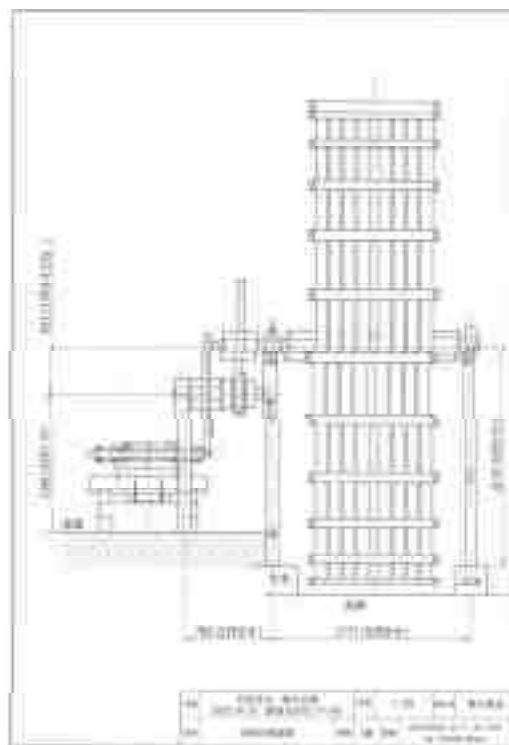
注 5. 令和5年（2023）8月7日に「日本機械遺産」に認定された。

6. 石田正治・緒方正則『旧和中散本舗の人車製薬機の実測調査報告』、2023年



〔図 3-30〕「人車製薬機全体図」

（石田正治・緒方正則『旧和中散本舗の人車製薬機の実測調査報告』、2023年）



〔図 3-31〕「全体右側面図」

（石田正治・緒方正則『旧和中散本舗の人車製薬機の実測調査報告』、2023年）